

「農林水産業・地域の活力創造プラン」に基づく
施策のフォローアップ調査票

令和元年6月7日

農林水産業・地域の活力創造本部

目次

1. 国内外の需要を取り込むための輸出促進、地産地消、食育等の推進	
① 農林水産物・食品の輸出促進	1
② 国産農水産物の輸入品からのシェア獲得、和食・和の文化の次世代継承と国内外への発信、学校給食、地産地消、食育等を通じた国内需要の増大、新たな国内需要に対応した農林水産物・食品の生産・開発・普及	4
③ 国内外の需要の取り込みの前提となる食の安全と消費者の信頼の確保	10
2. 6次産業化等の推進	
① 農林漁業成長産業化ファンド（A-FIVE）出資案件の形成促進	14
② 農商工連携、医福食農連携等の6次産業化、地理的表示保護制度の導入、異分野融合研究の推進	15
③ スマート農業の推進	19
④ 新品種・新技術の開発・普及及び知的財産の総合的な活用	22
⑤ 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギーに係る取組の拡大・深化	24
⑥ 食品ロス削減の推進	26
⑦ 企業を含む地域の関係者と連携した畜産クラスターの構築支援、6次産業化・輸出促進のための生乳取引の多様化等による酪農家の創意工夫に応える環境整備	27
3. 農地中間管理機構の活用等による農業構造の改革と生産コストの削減	
① 農地中間管理機構による担い手への農地集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消等	29
② 多様な担い手の育成・確保（法人経営、大規模家族経営、集落営農、新規就農、企業の農業参入）	30
③ 女性農業経営者の能力の積極的な活用（農業女子プロジェクト、ビジネス発展支援等）	32
④ 高付加価値化・生産コスト削減に資する大区画化と、国土強靱化を踏まえた水利施設の整備等	33
⑤ 経済界との連携等による、大規模経営に適合した省力栽培技術・品種の開発・導入、生産資材費の低減、先端モデル農業の確立等	35
4. 経営所得安定対策の見直し及び日本型直接支払制度の創設 「制度設計の全体像」（平成25年11月26日農林水産省・地域の活力創造本部決定）（別紙1）	38
5. 農業の成長産業化に向けた農協・農業委員会等に関する改革の推進 「農協・農業委員会等に関する改革の推進について」（別紙2）	41
6. 更なる農業の競争力強化のための改革	
① 生産者の所得向上につながる生産資材価格形成の仕組みの見直し	43
② 生産者が有利な条件で安定取引を行うことができる流通・加工の業界構造の確立	45
③ 農政新時代に必要な人材力を強化するシステムの整備	47
④ 戦略的輸出体制の整備	50
⑤ 全ての加工食品への原料原産地表示の導入	52
⑥ チェックオフ導入の検討	53
⑦ 収入保険制度の導入	54
⑧ 真に必要な基盤整備を円滑に行うための土地改良制度の見直し	55
⑨ 農村地域における農業者の就業構造改善の仕組み	56
⑩ 飼料用米を推進するための取組	57
⑪ 肉用牛・酪農の生産基盤の強化策	58
⑫ 配合飼料価格安定制度の安定運営のための施策	58
⑬ 牛乳・乳製品の生産・流通等の改革	61

7. 人口減少社会における農山漁村の活性化	
① 農山漁村の人口減少等の社会的変化に対応した地域コミュニティ活性化の推進	63
② 福祉、教育、観光、まちづくりと連携した都市と農山漁村の交流等の推進による魅力ある農山漁村づくり	66
③ 優良事例の横展開・ネットワーク化	69
④ 消費者や住民のニーズを踏まえた都市農業の振興	70
⑤ 歴史的景観、伝統、自然等の保全・活用を契機とした農山漁村活性化	71
⑥ 持続的なビジネスとしての「農泊」によるインバウンド需要の取り込み	72
⑦ 鳥獣被害対策とジビエ利活用の推進	73
8. 林業の成長産業化と森林資源の適切な管理	
① 新たな森林管理システムの構築と木材の生産流通構造改革等	75
② CLT等の新たな製品・技術の開発・普及のスピードアップ	77
③ 木質バイオマスの利用促進等による新たな木材需要の創出	79
④ 適切な森林の整備・保全等を通じた国土保全、地球温暖化防止など森林の多面的機能の維持・向上	81
9. 水産資源の適切な管理と水産業の成長産業化	
① 水産業の持続的発展のための資源管理、各地の浜における生産体制強化・構造改革の推進	83
② マーケットインの発想による生産から加工・流通、販売・輸出の各段階の取組の強化による消費・輸出拡大	84
③ 浜と食卓の結びつきの強化	85
④ 水産政策改革の更なる推進	86
10. 東日本大震災からの復旧・復興	
① 復興交付金等を活用した施策の推進	87
② 「新しい東北」の実現に向けた施策の推進と成長戦略等に基づく各省の施策について東北での重点的な展開の推進	89
③ 風評被害対策や産業復興の推進のためのタスクフォースの下、被災地産食品の信頼回復を図る	91
(参考) 農業所得、農村地域の関連所得の推移	94

政策の展開方向	1. 国内外の需要を取り込むための輸出促進、地産地消、食育等の推進
展開する施策	①農林水産物・食品の輸出促進
関連する目標	2019年までに農林水産物・食品の輸出額を1兆円に増大させ、その実績を基に、新たに2030年に5兆円の実現を目指す目標を掲げ、具体策を検討
目標の進捗状況	7,451億円(H27)→9,068億円(H30)
施策の実施状況	<p>「農林水産物の輸出力強化戦略」(平成28年5月19日農林水産省・地域活力創造本部取りまとめ)に基づき、以下の取組を実施。</p> <p>【市場を知る、市場を耕す】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成30年1月から日本食品海外プロモーションセンター(JFOODO)において、7つのテーマ(和牛、水産物(ハマチ(ブリ)、ホタテ、タイ)、日本茶、日本酒等)について戦略的プロモーションを実施。 ・平成29年から平成30年にかけて、サンパウロ、ロンドン、ロサンゼルスにジャパン・ハウスを開館。各拠点の特色に沿って、日本産酒類や日本の食文化に関するPRを実施。 <p>【農林漁業者や食品事業者を、海外につなぐ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成30年8月、農林水産物・食品輸出プロジェクト(GFP)のコミュニティサイトを開設し、輸出診断や商品リクエストサービス、交流会を実施。 ・クールジャパン機構において、日本食・文化を発信する拠点など、食分野10件への支援を実施。 ・全農や日本青果物輸出促進協議会において、リレー出荷による青果物の周年供給体制の整備を推進。 ・平成29年9月、コメの輸出量を飛躍的に拡大する「コメ海外市場拡大戦略プロジェクト」を立ち上げ、輸出に取り組む産地と事業者のマッチング、海外プロモーション等を実施。 ・平成29年6月から、専門家を各産地等に派遣し、輸出先国の規制に対応するための栽培管理手法等に関する技術的助言等を実施。 ・平成30年10月、農林水産省協力の下、リードエグジビションジャパン株式会社において、具体的な輸出商談を目的とした第2回“日本の食品”輸出EXPOを開催し、約3,000の海外バイヤーを招へい、第1回の2倍の638社が出展。 ・生研支援センターの委託研究において、茶の低農薬防除技術の確立に向けた研究を実施。 ・平成30年11月、JETROがシンガポールのEC事業者である「RedMart」などのECサイトに「ジャパンモール」を設置し、日本の農林水産物・食品等の販売を支援。 <p>【生産物を海外に運ぶ、海外で売る】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「交通運輸技術開発推進制度」により地方産地から海外までのコールドチェーン構築に資する新型航空保冷コンテナの研究開発を実施。 ・「港湾における農水産物輸出促進基盤整備事業」として平成29年より北海道6港湾及び清水港においてリーファーコンテナ用の電源供給設備等の整備を支援し、平成30年8月に清水港において電源供給設備を共用開始。また、平成30年9月より、4省庁連携して産地・港湾連携プロジェクトを開始。

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生研支援センターの委託研究において、混載輸送を可能とする海上コンテナや、農産品の鮮度保持期間を長期化するための過冷却技術等の開発を実施。 <p>【輸出の手間を省く、障壁を下げる】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 原発事故に伴う輸入規制については、平成 30 年度には、ブラジルやオマーン等 4 か国・地域が規制を撤廃したほか、アラブ首長国連邦や香港、中国、ロシア等が規制を緩和。 ・ 動植物検疫については、豪州及びアルゼンチン向け牛肉並びに米国及び韓国向け殻付き卵の輸出解禁、EU向け乳、乳製品の輸出解禁、カナダ向けりんごの臭化メチルくん蒸等に代わる検疫措置の追加及びタイ向けかんきつ類の輸出生産地域の追加など、平成 30 年度中に 12 か国 13 件の輸出の条件緩和・解禁。 ・ 日本発の食品安全管理規格（JFS）のうち、国際的に通用する JFS-C規格・認証スキーム（カテゴリEIV）が平成 30 年 10 月、GFSI（世界食品安全イニシアチブ）の承認を取得。また、モデル実証事業により、得られた知見をシンポジウム等で発信し、普及の推進を支援。 ・ タイ向け青果物の選別及び梱包施設に係る JFS 規格及びガイドラインの策定を支援。 ・ GAP の実施及び認証取得の拡大に向けて、GAP 取組・認証拡大推進交付金等により、指導員等の育成、指導活動の推進、認証取得の補助等の取組の支援を実施。 ・ 我が国発の GAP 認証の国際規格化に向けて、ASIA GAP の GFSI の承認の取組を官民連携して支援し、平成 30 年 10 月に GFSI の承認を取得。併せて、ASEAN 事務局に調整員を派遣し、アジアにおける認知度向上の取組を実施。 ・ タイ、ベトナムと地理的表示（GI）分野での協力について合意。 ・ 日EU・EPAにおいて、GIを相互に高いレベルで保護するとされたことを踏まえ、「特定農林水産物等の名称の保護に関する法律」を改正するとともに、その発効の日である平成 31 年 2 月 1 日からEU側GI 71 産品、日本側GI 48 産品を相互保護。 ・ 令和元年 5 月現在、79 産品をGIとして登録。 ・ GI 登録名称等の海外における不正使用に対する調査・監視に加え、平成 30 年度より侵害対策や外国へのGI登録申請について支援。 ・ 海外において日本産品を保護するため、品種登録経費の支援や海外出願説明会・相談会を実施。
<p>今後の施策の展開方向</p>	<p>【市場を知る、市場を耕す】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ JFOODOにおいて、ターゲットを明確にした戦略的な日本産品のマーケティングを継続・強化。 <p>【農林漁業者や食品事業者を、海外につなぐ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 令和元年 11 月、農林水産省協力の下、リードエグジジションジャパン株式会社において、800 社が出展、海外バイヤー 3,500 名を招へいする第 3 回“日本の食品”輸出EXPOを開催予定。 ・ 植物防疫や防除の専門家による産地へのサポートを実施することにより、産地における輸出先国の規制に対応した防除体系や栽培方法を確立。 ・ 海外のニーズや規制に対応した生産、加工体制の整備、コメの価格

	<p>競争力強化、高付加価値生産の推進等により“グローバル産地”を形成。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 海外市場のニーズに合わせて、生産者、商社、流通業者が、常時、輸出の実現に向けたマッチングができる環境を整備。 ・ J E T R O が海外の主要 E C サイトに「ジャパンモール」を設置し、日本の農林水産物・食品等を販売支援する取組について、これまでのアジアに加えて米国や欧州等にも拡大して実施。 <p>【生産物を海外に運ぶ、海外で売る】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 29 年度から令和元年度の 3 年間で新型航空保冷コンテナの開発、実証評価、改良を実施。 ・ 令和元年度は、清水港で高規格リーファーコンテナを用いて、海外へ農作物を輸送する実証事業を実施。 <p>【輸出の手間を省く、障壁を下げる】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 輸出先国の食品安全等の規制への迅速な対応が重要であることから、関係省庁で連携して、海外の規制に対する国内における対応を進めるとともに、相手国との協議を実施。 ・ 日本発の食品安全管理規格（J F S）の拡大したセクター（フードサービス、保管及び輸送サービスの提供）について、研修制度等の運用を支援。また、G F S I 承認のセクターの拡大を支援し、さらに、A S E A N 事務局を通じた、O D A 事業による海外での人材育成を支援。 ・ 食品が輸出される際の自治体等による衛生証明書の発行を推進。 ・ H A C C P に沿った衛生管理の制度化に対応し、H A C C P 手引書の作成や H A C C P の普及に資する研修会の開催等を支援。 ・ G A P 取組・認証拡大推進交付金等により、指導員等の育成、指導活動の推進、認証取得の補助等の取組の支援を継続して実施。 ・ 我が国発の G A P 認証の国際規格化については、G F S I 承認を取得した A S I A G A P が、アジアで主流の仕組み（デファクトスタンダード）となるよう A S E A N 事務局に派遣した調整員によるアジアにおける日本発 G A P 認証の認知度向上の取組を継続。併せて、民間団体による A S E A N 諸国で開催する日本産認証取得農産物の輸出のための商談会等の取組の支援を実施。 ・ G I の海外との相互保護に向けた取組を推進。 ・ G I 登録申請を支援。G I 制度の普及を推進。 ・ 海外での品種登録に関する支援に加え、平成 30 年度から海外における権利侵害への対応を支援。
府省庁名	農林水産省、復興庁、財務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省、外務省

政策の展開方向	1. 国内外の需要を取り込むための輸出促進、地産地消、食育等の推進
展開する施策	②国産農水産物の輸入品からのシェア獲得、和食・和の文化の次世代継承と国内外への発信、学校給食、地産地消、食育等を通じた国内需要の増大、新たな国内需要に対応した農林水産物・食品の生産・開発・普及
関連する目標	○学校給食での国産農林水産物の使用割合を2020年度までに80%に向上 ○今後10年間で加工・業務用野菜の出荷量を5割増加
目標の進捗状況	○学校給食での国産農林水産物の使用割合 76.8% (2012年度実績) → 76.7% (2017年度実績) ○加工・業務用野菜の出荷量 82万t (2008年度実績) → 98万t (2017年度実績) (目標: 133万t (2020年度))
施策の実施状況	<p>【国内外への日本食・食文化発信】 (国内継承)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・次世代への和食文化の保護・継承のため、食生活の改善意識が高まりやすい子育て世代や子育て世代と接する機会の多い行政栄養士等を対象として、和食文化への理解を深めるためのワークショップ等を実施(平成28～30年度)。 ・次世代を担う子供たちを対象として、和食文化への関心と理解を育むための取組を推進。 <p>(海外発信)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・①総理や大臣の出張等の機会に合わせたトップセールス、②海外日本食レストランや海外料理学校との連携、③メディア等を活用した情報発信等により、日本食・食文化の魅力をPR。 ・海外の日本食レストラン等に対するアドバイスを行う日本料理関係者等を「日本食普及の親善大使」として任命し、日本食・食文化をより広く普及。平成30年度までに国内外100名程度となる目標に対し、平成30年度末までに92名を任命。 ・海外で日本料理を学びたい人に研修等を行う民間の取組を後押しするための「日本料理の調理技能認定制度」や、約11万8千店にまで増加している海外日本食レストラン等を輸出促進の拠点として活用していくための「日本産食材サポーター店認定制度」を推進。その結果、平成30年度末までに日本料理の調理技能認定は913人、日本産食材サポーター店については4,112店を認定。 ・農泊を推進している地域であって、多様な地域の食やそれを支える農林水産業、伝統文化、景観等の魅力で、訪日外国人を誘客する地域を農林水産大臣が認定(28年度5地域、29年度10地域、30年度6地域)し、「SAVOR JAPAN(農泊 食文化海外発信地域)」というブランドとして農山漁村の魅力を海外に一体的に発信する取組を推進。 ・飲食店等における多言語化対応を促進するため、多言語化対応の状況を調査するとともに、外国人モニターによる有効な受入体制を検証し、多言語化対応に向けた課題の分析を実施。また、「インバウンド対応ガイドブック」を農林水産省ホームページ掲載により、取組を推進。 <p>【学校等施設給食における国産食材の安定的な生産・供給システムの</p>

構築】

- ・学校等施設給食をはじめとした地産地消の取組を促進するための専門的な人材の育成派遣を支援。

【国産農林水産物の消費拡大】

- ・民間事業者・団体（10,667社・団体（平成31年3月末））や、消費者、国が一体となって、国産農林水産物の利用促進や魅力を発信するフード・アクション・ニッポン等の取組を推進。
- ・東京丸の内周辺で、生産者と消費者が直接触れ合い、各地域の農産物等を購入することができるジャパンハーヴェスト丸の内農園を開催し、10万人以上が来場。

【食育の推進】

- ・第3次食育推進基本計画（平成28年3月）に基づき、地域の関係者が連携して取り組む地域食文化の継承、農林漁業体験機会の提供などの食育活動等を推進。第3次食育推進基本計画の中間年に当たる平成30年度、食育推進評価専門委員会が食育の推進状況について審議し、課題及び留意点を「第3次食育推進基本計画フォローアップ中間取りまとめ」としてまとめ、平成31年4月1日に公表。
- ・平成29年に学習指導要領の改訂を行い、食育について、体育科（保健体育科）、家庭科（技術・家庭科）及び特別活動はもとより、それ以外の各教科等でもそれぞれの特質に応じて適切に行うこととし、学校の教育活動全体を通じて食育を推進。
- ・平成29年度より、家庭や地域の生産者等と連携して学校における食育を推進するモデル事業として「つながる食育推進事業」を実施。

【外食産業等と連携した国産農林水産物の需要拡大】

- ・外食・中食事業者と農林漁業者のマッチングや情報共有体制を構築する取組を支援することにより、国産農林水産物の需要拡大の取組を推進。

【医福食農連携の推進】

- ・介護食品市場の拡大を図るため、介護食品を「青」「黄」「赤」のマークで表示する新しい仕組みであるスマイルケア食の普及を研修会や教育ツール等の作成支援等により推進。現在の商品数は青マーク（栄養補給食品）が149、黄マーク（そしゃく配慮食品）が4、赤マーク（嚥下困難者用食品）が13（平成31年4月現在）。
- ・機能性表示食品制度等を活用して健康関連の食市場を開拓するため、地域の食の健康都市づくりに関する取組や制度活用ノウハウ等の情報提供等を促進。
- ・平成29年度は、「知」の集積と活用による革新的技術創造促進事業により、日本食と健康の関係にかかる研究開発を開始。

【農林水産物・加工食品の機能性】

- ・「「知」の集積と活用によるイノベーション創出推進事業」や「革新的技術開発・緊急展開事業」において農水産物の機能性に関する研究を推進。
- ・「地域の農林水産物・食品の機能性発掘のための研究開発」（平成

28年度～令和2年度)において、機能性表示食品として届出の可能性を有する地域農産物・食品のエビデンス取得、機能性成分を維持・向上させるための栽培・加工技術の開発等に向けた研究開発を推進。

- ・戦略的イノベーション創造プログラム（S I P）「次世代機能性農林水産物・食品の開発」（平成26～30年度）において、高齢化社会を見据え、脳機能活性化、身体ロコモーション機能維持に効果のある次世代機能性農林水産物・食品の開発を推進中。
- ・また、S I P第2期「健康寿命の延伸を図る「食」を通じた新たな健康システムの確立」において、「食」を通じて生活習慣病等の疾病リスクの低減と健康寿命の延伸に貢献する研究開発を推進。
- ・事業者の責任において科学的根拠をもとに機能性の表示ができる機能性表示食品制度を施行（平成27年4月1日）。

【薬用作物の産地化】

- ・茶・薬用作物等地域特産作物体制強化促進事業により、薬用作物の産地化を指向する生産者と漢方薬メーカー等の実需者とのマッチングを進めるため、全国8地域で地域説明会及び地域相談会の開催、事前相談窓口の設置を実施。これらの取組により、平成30年3月末までに378団体・個人がマッチングに参加し、このうち36団体・個人で試験的な栽培等を開始。
- ・また、地域の栽培技術の確立に向けて、全国7地域において都道府県の普及指導員等を対象とした栽培技術研修を開催。
- ・さらに、地域に適した薬用作物の選定や、優良種苗の安定供給に向けた実証ほ場の設置、省力化のための農業機械の改良等の地域の取組を支援し、平成30年度までに全国で延べ86地区で実施。

【加工・業務用野菜の生産流通体制の強化】

- ・新しい園芸産地づくり支援事業のうち加工・業務用野菜生産基盤強化事業により、加工・業務用野菜への転換を推進する産地を対象に、加工・業務用野菜の安定生産に必要な作柄安定技術の導入を支援し、平成30年度までに全国148地区で実施。
- ・また、食品等物流改革高度化事業のうち青果物安定流通体制確立事業により、トラック輸送から船舶輸送への切替等青果物流通の合理化・効率化に向けた新たな輸送システムの導入実証を支援し、平成30年度までに全国15地区で実施。
- ・加えて、国産野菜の契約取引を推進するため、平成30年度は、東京会場において、生産・流通・加工・販売等の関係者が参加するマッチングフェアを開催（（独）農畜産業振興機構が主催し、農林水産省が後援）。

【果実の優良品種等への転換、原料用果実の低コスト生産】

- ・「果樹農業振興基本方針」（平成27年4月27日策定）に基づき、平成28年度から果樹農業好循環形成総合対策事業により、農地中間管理機構の活用等による優良品目・品種への転換や小規模園地整備、加工用果実の安定生産に向けた栽培技術の実証等を支援。また、平成30年度からは、急傾斜地から平場等への移動改植、ICT等の導入等による省力化・低コスト化技術を活用した生産性向上による産地の構造改革を推進。

	<p>【有機農産物の生産拡大】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境保全型農業直接支払による有機農業への支援（平成 29 年度支援面積：14,537ha（前年度比 101%））や、オーガニック・エコ農産物安定供給体制構築事業による有機農産物の生産者の商談会出展支援（平成 30 年度実績：全国 2 箇所）、地域における供給拡大に向けた検討会の開催や栽培技術の実証等（平成 30 年度実績：21 地区）を実施。 ・国際認証取得等支援事業（平成 30 年度補正予算）により、農業者等が有機 J A S 認証を取得するために必要な取組を支援。 <p>【国産花きの振興】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「花きの振興に関する法律」（平成 26 年 12 月 1 日施行）や「花き産業及び花きの文化の振興に関する基本方針」（平成 27 年 4 月 10 日公表）の理念の実現に向け、平成 30 年度においても「国産花きイノベーション推進事業」により、ニーズに合致した品目・品種の導入や栽培周期の短縮等による低コスト栽培体系の構築、産地間連携の取組、盆栽等の事前隔離栽培の実証、需要拡大に向けた効果的なプロモーション活動の取組等を支援。
<p>今後の施策の展開方向</p>	<p>【国内外への日本食・食文化発信】 （国内継承）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・和食文化を保護し、次世代に継承していくため、地域固有の多様な食文化の保護・継承を推進するとともに、子育て世代や子供たちに対して和食文化の普及活動を行う中核的な人材の育成を実施。 <p>（海外発信）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・シェフやレストラン経営者等の食関連事業者等を対象として、トップセールスや大型イベント等と連携した日本食の海外発信等を推進。 ・クールジャパンや外務省等の関係省庁等と連携して日本産品の魅力を海外に発信。 ・「日本料理の調理技能認定制度」や、「日本産食材サポーター店認定制度」を引き続き推進。 ・引き続き「日本食普及の親善大使」による料理講習会等の活動を通じ日本食・食文化の普及を図るとともに、海外の日本料理関係者等を中心に親善大使への任命を推進。 ・東京オリンピック・パラリンピック競技大会等の機会も活用しつつ、外務省等関係省庁等と連携して日本食・食文化の魅力を海外に発信。 ・農泊地域の食文化を「SAVOR JAPAN」として海外に情報発信していくことで、2020 年東京オリンピック・パラリンピック大会に向けて、日本食・食文化の海外発信を強化し、輸出とインバウンド対応を一体的に推進。 ・平成 30 年度の多言語化対応調査事業により得られた分析結果に基づき、飲食店における有効な多言語化対応の手法を検討し、取組を促進。 <p>【学校等施設給食における国産食材の安定的な生産・供給システムの構築】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の農林水産物の学校等施設給食への安定供給システムを構築す

るなど、地産地消の取組を更に推進。

【国産農林水産物の消費拡大】

- ・国産農林水産物の利用促進や魅力を消費者等に発信するフード・アクション・ニッポン等の取組等を通じて国産農林水産物の消費拡大を推進。
- ・首都圏で、生産者と消費者が直接触れ合い、各地域の農産物等を購入することができるイベントを開催。

【食育の推進】

- ・第3次食育推進基本計画に掲げられた目標達成に向けて、地域の関係者が連携して取り組む地域食文化の継承、農林漁業体験機会の提供などの食育活動を支援。
- ・平成29年に改訂した学習指導要領に基づき、食育について、体育科（保健体育科）、家庭科（技術・家庭科）及び特別活動はもとより、それ以外の各教科等でもそれぞれの特質に応じて適切に行うこととし、学校の教育活動全体を通じて食育を推進。
- ・平成30年度も、引き続き、家庭や地域の生産者等と連携して学校における食育を推進するモデル事業として「つながる食育推進事業」を実施。

【外食産業等と連携した国産農林水産物の需要拡大】

- ・引き続き、外食産業等と連携した国産農林水産物の需要拡大の取組を推進。

【医福食農連携の推進】

- ・引き続き、平成29年度予算で作成した教育ツール等を利用してスマイルケア食の普及を推進するとともに、更なる商品数の増加に向け事業者等へ働き掛けを実施。
- ・今後も次世代ヘルスケア産業協議会、次世代医療ICT基盤協議会において関係省庁と連携し、医福食農連携の取組を推進。
- ・引き続き、機能性表示食品制度等を活用して健康関連の食市場を開拓するため、地域の食材を活用したメニュー開発等食の健康都市づくりに関する取組に係る情報提供等を促進。

【農林水産物・加工食品の機能性】

- ・引き続き、「知」の集積と活用によるイノベーション創出推進事業」、「地域の農林水産物・食品の機能性発掘のための研究開発」、「SIP第2期「健康寿命の延伸を図る「食」を通じた新たな健康システムの確立」において研究開発を推進するとともに、農林水産業の生産現場における機能性表示食品制度の活用を推進。

【薬用作物の産地化】

- ・茶・薬用作物等地域特産作物体制強化促進事業を措置し、引き続き薬用作物の産地化や既存産地の生産拡大に向けた生産体制の強化や需要創出の取組を推進。

【加工・業務用野菜の生産流通体制の強化】

- ・実需者ニーズに対応した野菜の生産拡大を実現するため、水田地帯

	<p>において水稲から野菜等園芸作物への転換を図り、新たにまとまった規模の園芸産地の育成を推進。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・加工・業務用野菜の輸入品からのシェア奪還に向け、加工・業務用野菜の安定生産に必要な作柄安定技術の導入を推進。 ・加工・業務用野菜のサプライチェーンの構築や、加工・業務用野菜の生産を加速化するための新技術・機械化の導入等を推進。 ・青果物流通の高度化を実現するため、生産者、流通事業者、実需者等が連携し、トラック輸送から船舶輸送への切り替え等の低コストで安定した輸送技術・方式の導入等を推進。 ・生産から加工・販売まで垂直連携を加速化するため、産地、中間事業者、食品製造事業者等関係者のマッチングの場の提供等による安定供給体制の構築と国産シェアの確保を推進。 <p>【果実の優良品種等への転換、原料用果実の低コスト生産】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農地中間管理機構の活用等による優良品目・品種への転換や小規模園地整備、加工用果実の安定生産に向けた栽培技術の実証等の従来からの取組を支援するとともに、令和元年度からは、省力樹形の導入とそれに必要となる苗木生産体制の構築を推進。 <p>【有機農産物の生産拡大】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境保全型農業直接支払や有機農産物安定供給体制構築事業（令和元年度予算）等により有機農業の拡大を着実に推進。 <p>【国産花きの振興】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「花きの振興に関する法律」や「花き産業及び花きの文化の振興に関する基本方針」の理念の実現に向け、令和元年度からは、「次世代国産花き産業確立推進事業」において国産花きの生産拡大を図り、花き産業が成長産業となるよう、品目ごとの生産・需要状況等の特徴に応じて、花き産業関係者が一体となった生産から流通・消費拡大に至る一貫した取組等を支援。 ・平成31年4月～10月に開催される中国・北京国際園芸博覧会に政府出展し、多様で高品質な日本産花きの情報を発信することにより、輸出の拡大を促進。 ・「花きの振興に関する法律」に基づく種苗法の特例を活用し、新品種の開発を支援。
府省庁名	農林水産省、内閣府（規制）、文部科学省、厚生労働省

政策の展開方向	1. 国内外の需要を取り込むための輸出促進、地産地消、食育等の推進
展開する施策	③国内外の需要の取り込みの前提となる食の安全と消費者の信頼の確保
関連する目標	—
目標の進捗状況	—
施策の実施状況	<p>【生産から流通にわたる有害化学物質・微生物のリスク管理を推進、生産資材の安全を確保】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食品中の有害化学物質・微生物の汚染実態を調査し、その結果等を活用して、リスク管理の優先度を検討し、人の健康に悪影響を及ぼす可能性が無視できないと判断した有害化学物質・微生物について、安全性向上対策を策定。 ・有害化学物質については、農畜産物や食品中のカドミウム、かび毒、アクリルアミド等の汚染防止・低減に向けた取組を生産・製造現場に普及。平成30年度は、都道府県等に向け「コメ中ヒ素の低減対策の確立に向けた手引き」を策定。 ・有害微生物については、農畜産物や食品中の食中毒菌の汚染防止に向けた取組を生産現場に普及。平成30年度は、生産者に向け「もやし生産における衛生管理指針」を策定。 ・これらの安全性向上対策を普及し、その効果を検証するとともに、国内の食品の基準策定や我が国の実態を反映させた食品安全に関する国際基準や規範の策定にも貢献。また、有害化学物質・微生物のリスク管理等について、消費者向けに情報を発信。 ・農薬の安全性の一層の向上を図るため、改正された農薬取締法（平成30年12月1日一部施行）において、再評価制度等を導入。 ・生産資材安全確保対策事業を措置し、生産資材に含まれる有害物質の調査・試験や分析・試験法の開発等を実施。 ・薬剤耐性（AMR）対策については、平成28年4月に策定した国家行動計画を踏まえ、食品安全委員会が家畜への使用により人の健康に影響を及ぼすおそれがあると評価した抗菌性飼料添加物の指定取消し、水産用抗菌剤の購入に魚類防疫員等の専門家の関与を必要とする新たな仕組みの運用、家畜や養殖魚、愛玩動物の全国的なモニタリング調査を引き続き実施。 <p>【家畜の伝染性疾病や農作物の病害虫の侵入・まん延を防止】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家畜・植物防疫官の増員や動植物検疫探知犬の増頭等による検査体制の強化等により、円滑で確実な水際対策を実施。 ・国内植物防疫については、植物防疫官の派遣、ジャガイモシロシストセンチュウ等の根絶又はまん延防止の取組を実施。 ・既に国内で発生している病害虫のまん延防止については、ICT技術を活用した迅速・効果的な発生予察へ向けた取組及び防除技術の高度化等の取組を実施。 ・国内家畜防疫については、生産性向上に向けた疾病対策の強化、飼養衛生管理基準の遵守の徹底及び、都道府県における病性鑑定の精度管理体制の構築等を行い、我が国の家畜防疫体制を強化。 ・家畜の伝染病の国内侵入とまん延を防止するための管理技術及び薬剤耐性対策に対応した家畜疾病防除技術を開発中。 <p>【食品表示等のルールの明確化と遵守の徹底、不当表示に関する国及</p>

	<p>【地方の行政の監視指導体制の強化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業者団体等への景品表示法に関する説明会に講師を派遣するなど同法の普及啓発を実施。 ・消費者の自主的かつ合理的な選択を妨げるような不当表示に該当する行為が行われていた事案について、課徴金制度の運用も含め同法に基づき、厳正に対処。 <p>【食品表示法に基づく食品表示制度の適切な運用】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食品表示に係る不適正表示に対して、食品表示法等の関係法令に基づき厳正に執行。 <p>【輸出検疫体制の整備、各種認証の取得支援とともに国際的に通用する規格の策定と国際規格化を推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本貿易振興機構（JETRO）ホームページ内に設置したポータルサイトにおいて、規制・制度情報等を更新し周知。 ・日本発の食品安全管理規格（JFS）のうち、国際的に通用するJFS-C規格・認証スキーム（カテゴリEIV）が平成30年10月、GFSI（世界食品安全イニシアチブ）承認を取得。また、モデル実証事業を行い、得られた知見をシンポジウム等で発信し、普及を推進。 ・GAPの実施及び認証取得の拡大に向けて、GAP取組・認証拡大推進交付金等により、指導員の育成、指導活動の推進、認証取得の補助等の取組の支援を実施。 ・我が国発のGAP認証の国際規格化に向けて、ASIAGAPのGFSI承認の取組を官民連携して支援し、平成30年10月にGFSI承認を取得。併せて、ASEAN事務局に調整員を派遣し、アジアにおける認知度向上の取組を実施。 <p>【検疫協議の戦略的な実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成28年5月に策定した「農林水産業の輸出力強化戦略」に即し、内閣官房に「輸出規制等対応チーム」を設置。省庁横断で相手国との動植物検疫協議を実施し、豪州及びアルゼンチン向け牛肉並びに米国及び韓国向け殻付き卵の輸出解禁、EU向け乳、乳製品の輸出解禁、カナダ向けりんごの臭化メチルくん蒸等に代わる検疫措置の追加及びタイ向けかんきつ類の輸出生産地域の追加など、30年度中に12か国13件の解禁・緩和を実現。 <p>【食品事業者等による「食品防御」の取組を推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会での対策実施に向けて、事業者向けガイドラインを策定。
<p>今後の施策の展開方向</p>	<p>【生産から流通にわたる有害化学物質・微生物のリスク管理を推進、生産資材の安全を確保】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業者と連携した低減技術の効果の検証結果や調査研究の成果に基づいて、汚染防止・低減のための指針等を策定・普及するなど、食品安全確保の取組を強化。 ・国内の食品中の汚染実態調査結果等から得られた科学的知見の提供により、国内の食品の基準策定や我が国の実態を反映させた食品安全に関する国際基準や規範の策定に貢献。 ・リスク管理をはじめとする、食品安全に関する情報を積極的に発信。

- ・優先的にリスク管理を行うべき有害化学物質・微生物等を対象として、生産現場等で利用可能な検出技術や汚染防止・低減技術を開発。
- ・生産資材については、我が国の実態を反映させた国際標準に準拠するとともに、その安全性を担保しつつ、合理化・効率化を図る。具体的には、肥料の品質管理に利用可能な分析法の充実、農薬に関する再評価の実施及び安全性に関する審査の充実のほか、飼料の安全をより効果的かつ効率的に確保するため、引き続き、事業者によるGMP（適正製造規範）の導入を推進。また、薬剤耐性対策については、国家行動計画を踏まえ、抗菌剤の代替となるワクチン等の実用化促進、家畜、養殖水産動物及び愛玩動物におけるモニタリング調査等の取組を引き続き実施するとともに、それらの結果に基づきリスク管理措置を検討するための専門家による検討会を開催し、薬剤耐性対策を推進。

【家畜の伝染性疾病や農作物の病虫害の侵入・まん延を防止】

- ・令和元年度は、家畜・植物防疫官の増員や動植物検疫探知犬の増頭等による検査体制の強化を図るとともに、動植物検疫について、諸外国の疾病・病虫害の発生状況を踏まえ、効果的な水際検疫や携帯品の病原体・害虫付着状況のモニタリングを実施。
- ・国内植物防疫については、テンサイシストセンチュウ等の防除を推進するとともに、ICT技術を活用した迅速・効率的な発生予察へ向けた取組及び防除技術の高度化等の取組を実施。
- ・国内家畜防疫については、豚コレラ、アフリカ豚コレラ等の防疫指針の見直し、生産性向上に向けた疾病対策の強化、飼養衛生管理基準の遵守の推進及び都道府県における病性鑑定の精度管理体制の構築等を引き続き進め、我が国の家畜防疫体制を強化。
- ・アフリカ豚コレラ等の家畜伝染病の我が国への侵入リスクを低減させるため、水際対策の強化を行うとともに、近隣諸国と連携強化し、日中韓等東アジア地域シンポジウム等を通じて衛生情報の共有等を推進。
- ・引き続き、家畜の伝染病の国内侵入とまん延を防止するための管理技術及び薬剤耐性問題に対応した家畜疾病防除技術を開発。

【食品表示等のルールの明確化と遵守の徹底、不当表示に関する国及び地方の行政の監視指導體制の強化】

- ・引き続き、事業者団体等への景品表示法に関する説明会に講師を派遣するなどして、同法の普及啓発を実施。
- ・引き続き、消費者の自主的かつ合理的な選択を妨げるような不当表示に該当する行為が行われていた事案に接した場合には、課徴金制度の運用も含め、同法に基づき、厳正に対処。

【食品表示法に基づく食品表示制度の適切な運用】

- ・食品表示に係る不適正表示に対して、引き続き、関係府省庁や都道府県等との連携の下、新たに加工食品の原料原産地制度が導入された食品表示法等の関連法令に基づき厳正に執行。

【輸出検疫体制の整備、各種認証の取得支援とともに国際的に通用する規格の策定と国際規格化を推進】

- ・JETROホームページに設置したポータルサイトにおいて、引き

	<p>続き、規制・制度情報等を周知。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本発の食品安全管理規格（JFS）の拡大したセクター（フードサービス、保管及び輸送サービスの提供）について、研修制度等の運用を支援。また、GFSI承認のセクターの拡大を支援し、さらに、ASEAN事務局を通じた、ODA事業による海外での人材育成を支援。 ・GAP取組・認証拡大推進交付金等により、指導員の育成、指導活動の推進、認証取得の補助等の取組の支援を継続して実施。 ・我が国発のGAP認証の国際規格化については、GFSI承認を取得したASIA GAPが、アジアでの主流の仕組み（デファクトスタンダード）となるよう、ASEAN事務局に派遣した調整員によるアジアにおける日本発GAP認証の認知度向上の取組を継続。併せて、民間団体によるASEAN諸国で開催する日本産認証取得農産物の輸出のための商談会等の取組の支援を実施。 ・食品が輸出される際の自治体等による衛生証明書の発行を推進。 ・HACCPに沿った衛生管理の制度化に対応し、HACCP手引書の作成やHACCPの普及に資する研修会の開催等を支援。 <p>【検疫協議の戦略的な実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「農林水産業の輸出力強化戦略」に即し、産地等の意見を踏まえつつ、早期の解禁等に向けた動植物検疫協議を戦略的に実施。 ・植物検疫については、協議を迅速化するため、①産地で取り組みやすく相手国にとっても受け入れやすい汎用性の高い植物検疫措置の確立・実証、②植物検疫条件の協議に必要な全国の重要病害虫の発生状況調査を引き続き実施。 ・我が国の輸出に有利な国際的検疫処理基準を確立するため、相手国が侵入を警戒する病害虫の殺虫効果に関するデータを蓄積して検疫処理技術を確立し、国際機関と連携の下、本技術の国際基準化を新たに推進。 <p>【食品事業者等による「食品防御」の取組を推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会において食事提供を行う事業者等に対し、食品防御についての助言・指導を実施。
府省庁名	農林水産省、消費者庁、財務省、厚生労働省

政策の展開方向	2. 6次産業化等の推進
展開する施策	①農林漁業成長産業化ファンド（A-FIVE）出資案件の形成促進
関連する目標	2020年までに6次産業化の市場規模を10兆円に増加
目標の進捗状況	4.7兆円（2013年度）→5.1兆円（2014年度）→5.5兆円（2015年度）→6.3兆円（2016年度）→7.1兆円（2017年度） ※「食料・農業・農村基本計画」（平成27年3月31日閣議決定）の見直しの議論の中で、新たな6次産業化の市場規模として、今後成長が見込める7分野（加工・直売、輸出、都市と農山漁村の交流、医福食農連携、地産地消（施設給食等）、ICT活用・流通、バイオマス・再生可能エネルギー）を整理。
施策の実施状況	<ul style="list-style-type: none"> ・「農林漁業成長産業化ファンドの活用に係るガイドライン」を平成26年10月10日に策定・公表。 ・農林漁業成長産業化ファンド活用における農林漁業者やパートナー企業の出資負担の軽減を図るため、従来、50%を上限としていたサブファンドの出資割合の引き上げが可能となるよう、平成26年10月10日に支援基準（大臣告示）を改正。 ・ファンド活用を促進していくための措置として、6次産業化に取り組む農林漁業者等の国内外での販路開拓等を支援する事業者を農林漁業成長産業化支援機構（A-FIVE）の出資対象に新たに追加するよう、平成28年5月16日に支援基準（大臣告示）の見直しを実施。 ・「日本再興戦略2016」を踏まえ、農業法人等に対する直接的な支援を可能とするため、平成29年5月31日に支援基準の見直しを実施。 ・ファンドの出資決定は累計141件、134.3億円（令和元年5月8日現在。事業再編等支援及び食品流通等合理化事業等支援を含む。）
今後の施策の展開方向	<ul style="list-style-type: none"> ・農林漁業成長産業化ファンドの更なる出資拡大を図るため、以下の取組等を実施。 <ul style="list-style-type: none"> ①地銀・地方農政局等との連携強化による地域ネットワークを生かした案件発掘 ②日本政策金融公庫と連携し多様なファイナンススキームの提供 ③A-FIVEによる直接出資を更に活用した大型・優良案件への支援
府省庁名	農林水産省

政策の展開方向	2. 6次産業化等の推進
展開する施策	②農商工連携、医福食農連携等の6次産業化、地理的表示保護制度の導入、異分野融合研究の推進
関連する目標	○2020年度までに6次産業化の市場規模を10兆円に増加 ○地域の資源と資金を活用し、雇用の創出や農山漁村等の活性化につながる10,000程度のプロジェクトを立ち上げ
目標の進捗状況	○6次産業化の市場規模 4.7兆円(2013年度)→5.1兆円(2014年度)→5.5兆円(2015年度)→6.3兆円(2016年度)→7.1兆円(2017年度) ※「食料・農業・農村基本計画」(平成27年3月31日閣議決定)において、今後成長が見込める7分野(加工・直売、輸出、都市と農山漁村の交流、医福食農連携、地産地消(施設給食等)、ICT活用・流通、バイオマス・再生可能エネルギー)を整理。 ○雇用の創出や農山漁村等の活性化につながるプロジェクトの立ち上げ地域の資源と資金を活用した雇用吸収力の大きい地域密着型企業の立ち上げを支援するため、地域経済循環創造事業交付金を377事業に交付見込み(平成31年3月現在)。 (これまでに1,419市区町村に対し創業支援事業計画を認定済。)
施策の実施状況	【6次産業化・農商工連携】 ・六次産業化・地産地消費に基づく総合化事業計画は、これまでに2,463件を認定済(平成31年4月26日時点)。 ・農商工等連携促進法に基づく農商工等連携計画は、これまでに801件を認定済(平成31年4月4日時点)。 ・農林水産省と経済産業省が共催して、平成29・30年度に全国9か所において「6次産業化・農商工連携フォーラム」を開催し、6次産業化と農商工連携の更なる取組を推進。 ・6次産業化に取り組む農業法人等に対し、農林漁業成長産業化支援機構(A-FIVE)による直接的出資を可能とする仕組みを導入。 【医福食農連携】 ・介護食品の普及については、介護食品市場の拡大を図るため、介護食品を「青」「黄」「赤」のマークで表示するスマイルケア食を研修会や教育ツール等の作成支援等により普及。現在の商品数は青マーク(栄養補給食品)が149、黄マーク(そしゃく配慮食品)が4、赤マーク(嚥下困難者用食品)が13(平成31年4月現在)。 ・健康に着目した食市場の開拓については、機能性表示食品制度等を活用して健康関連の食市場を開拓するため、地域の食の健康都市づくりに関する取組や制度活用ノウハウ等の情報提供等を促進。 ・「地域の農林水産物・食品の機能性発掘のための研究開発」(平成28年度～令和2年度)において、機能性表示食品として届出の可能性を有する地域農産物・食品のエビデンス取得、機能性成分を維持・向上させるための栽培・加工技術の開発等に向けた研究開発を推進。 ・戦略的イノベーション創造プログラム(SIP)「次世代機能性農林水産物・食品の開発」(平成26～30年度)において、高齢化社会を見据え、脳機能活性化、身体ロコモーション機能維持に効果のある次世代機能性農林水産物・食品の開発を実施(9品目が商品化、平成31年2月時点)。 ・また、SIP第2期「健康寿命の延伸を図る「食」を通じた新たな

健康システムの確立」において、「食」を通じて生活習慣病等の疾病リスクの低減と健康寿命の延伸に貢献する研究開発を推進。

【農観連携】

- ・農泊を推進している地域であって、多様な地域の食やそれを支える農林水産業、伝統文化、景観等の魅力で、訪日外国人を誘客する地域を農林水産大臣が認定（平成28年度5地域、平成29年度10地域、平成30年度6地域）。「SAVOR JAPAN（農泊 食文化海外発信地域）」というブランドとして農山漁村の魅力を海外に一体的に発信する取組を推進。
- ・訪日外国人旅行者の受入れに向け、VISIT JAPAN トラベル&MICE マーケット2018（主催：日本政府観光局）の一環として行われた海外の旅行会社による視察旅行のコースに農泊地域を組み込み、地域の魅力をアピール。

【ローカル10,000プロジェクト】

- ・創業支援事業計画に基づき、農林水産物等の地域の資源と資金を活用して、雇用吸収力の大きい地域密着型企業の立ち上げを支援する「ローカル10,000プロジェクト」を推進。

【都市農業】

- ・都市農地の有効な活用を図るため都市農地の貸借の円滑化に関する法律が平成30年9月1日に施行。また、同法等に基づく都市農地の貸借について相続税納税猶予が継続するよう措置。
- ・農山漁村振興交付金（都市農業機能発揮対策）において都市農業の多様な機能の発揮を促進するため、以下の取組を推進。
 - ① 農業者、自治体、住民等を対象とした専門家の派遣、講習会・啓発事業の開催等の支援
 - ② 都市住民と共生する農業経営の実現に向けた優良事例の創出
 - ③ 近接する宅地等へ配慮した都市農地の周辺環境対策等の施設整備の支援
 - ④ 現場から情報発信するための広報活動の支援
 - ⑤ 防災協力農地の機能強化に向けた活動の支援
- ・都市農業振興基本法（平成27年4月22日施行）に基づき、都市農業振興基本計画を策定（平成28年5月13日閣議決定）。
- ・生産緑地地区の面積要件の緩和等を含む都市緑地法等の一部を改正する法律（平成29年6月15日、平成30年4月1日施行）の施行に伴い、社会資本整備総合交付金の市民農園等整備事業における農体験の場となる都市公園等の施設整備及び用地取得に係る支援について、交付対象の面積要件を緩和。

【地理的表示保護制度】

- ・日EU・EPAにおいて、GIを相互に高いレベルで保護するとされたことを踏まえ、「特定農林水産物等の名称の保護に関する法律」を改正するとともに、その発効の日である平成31年2月1日からEU側GI71製品、日本側GI48製品を相互保護。
- ・令和元年5月現在、79製品をGIとして登録。
- ・「特定農林水産物等の名称の保護に関する法律」の改正を踏まえ、GI申請を検討している生産者等を対象とした「地理的表示保護制度登録等申請マニュアル」を制定（平成31年1月）。

	<p>【異分野融合研究の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農林水産・食品産業と異分野との連携により知識・技術・アイデアを導入し、商品化・事業化に導く新たな産学官連携研究の仕組みである「知」の集積と活用において、革新的な研究開発を推進。 ・異分野融合発展研究において、セルロースナノファイバー等の農林水産・食品産業への活用に向けた研究開発及び日本食の評価等に関する研究開発を開始。
<p>今後の施策の展開方向</p>	<p>【6次産業化・農商工連携】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農林漁業者が異業種と協働で取り組む一次加工や、加工・直売と農泊等が連携した取組等についても促進を図るとともに、農林漁業者等の資金ニーズに適切に対応する。 <p>【医福食農連携】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、平成29年度予算で作成した教育ツール等を利用してマイルケア食の普及を推進するとともに、更なる商品数の増加に向け事業者等へ働きかけを実施。 ・引き続き、機能性表示食品制度等を活用して健康関連の食市場を開拓するため、地域の食材を活用したメニュー開発等食の健康都市づくりに関する取組に係る情報提供等を促進。 ・引き続き、「地域の農林水産物・食品の機能性発掘のための研究開発」、SIP第2期「健康寿命の延伸を図る「食」を通じた新たな健康システムの確立」において、研究開発を推進。 <p>【農観連携】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農泊地域の食文化を「SAVOR JAPAN」として海外に情報発信していくことで、2020年東京オリンピック・パラリンピック大会に向けて、日本食・食文化の海外発信を強化し、輸出とインバウンド対応を一体的に推進。 ・歴史的資源を活用した観光まちづくりタスクフォース等を通じ、農山漁村を含めた地方に広く存在する古民家等を活用した魅力ある観光まちづくりを推進。 <p>【ローカル10,000プロジェクト】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「ローカル10,000プロジェクト」の更なる推進により、地域密着型事業を全国各地で立ち上げ、地域経済の好循環を拡大。 <p>【都市農業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都市農地の貸借の円滑化に関する法律の適切かつ円滑な運用を図りつつ、農林水産省と国土交通省が連携し、生産緑地制度の活用とあいまって、都市農地の保全及び有効活用のための取組を推進。 <p>【地理的表示保護制度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・GIの海外との相互保護に向けた取組を推進。 ・GI登録申請を支援。GI制度を普及。 <p>【異分野融合研究の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・提案公募型研究事業において、革新性をより高めてイノベーションの創出を目指す観点から、「知」の集積と活用による取組を重点的に支援。

府省庁名	農林水産省、総務省、文部科学省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省
------	-----------------------------------

政策の展開方向	2. 6次産業化等の推進
展開する施策	③スマート農業の推進
関連する目標	○2025年までに農業の担い手のほぼ全てがデータを活用した農業を 実践 ○次世代施設園芸拠点整備地区において化石燃料使用を5年間で3割 削減
目標の進捗状況	<ul style="list-style-type: none"> ・ — ※「2025年までに農業の担い手のほぼ全てがデータを活用した農業を実践」の目標の進捗状況の評価に当たっては、2020年以降、調査項目を拡充した農林業センサス等を基に行う予定。 ・ — ※次世代施設園芸拠点については、平成25年度から順次整備を実施し、平成28年度末までに全ての拠点（全国10拠点）の整備が完了したところ。目標の進捗状況の評価に当たっては、各拠点の取組内容及び進捗を踏まえて総合的に行うことが適当であるため、現時点で評価を行うことは困難。
施策の実施状況	<p>【スマート農業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成30年度においては、ロボット、人工知能（AI）、IoT、ドローン、センシング技術などの先端技術を活用した高度な生産管理やロボット農機などの研究開発や生産現場における技術実証を推進するとともに、スマート農業技術を生産から出荷まで一貫した体系として導入することや、経営分析等を行う取組を開始。 ・「農林水産業におけるロボット技術安全性確保策検討事業」により、実用化に近いロボット技術の現場実装に向けた安全性確保策のルールづくりを実施。 <p>【農業用ドローンの利活用拡大】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農業用ドローンの利活用拡大に向け、利用時における補助者配置の義務等の緩和、農薬散布等のための飛行許可・承認に関する取扱いの見直しを令和元年6月までに実施する予定。 ・ドローン用の高濃度農薬の変更登録時の作物残留試験の追加実施を平成31年2月に不要化。 ・民間における技術革新やニーズをくみ取ることを目的として、農業用ドローンの普及拡大に向けた官民協議会を同年3月に立ち上げ。 ・農業用ドローンの利用分野別の普及目標や、ドローンでの散布に適した農薬数の目標等を定めた普及計画を同年3月に策定。 <p>【農業データ連携基盤】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・データを活用した農業の実現に向けて、データ連携・共有・提供機能を有する農業データ連携基盤（WAGRI）を構築し、平成31年4月から、農研機構を運営主体として本格運用を開始。 <p>【農業新技術の現場実装推進プログラム】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農業現場への新技術の実装を加速化することを目的とした「農業新技術の現場実装推進プログラム」の策定に向け、民間企業からのヒアリング等を実施。 <p>【食品産業におけるオープンイノベーションの推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・戦略的イノベーション創造プログラム（SIP）第2期「スマートバイオ産業・農業基盤技術」（平成30年度～令和4年度）におい

	<p>て、生産から流通・消費までのデータ連携により、食品ロス10%削減を可能とするスマートフードチェーンプラットフォームの構築を推進中。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成30年度から、「食品産業イノベーション推進事業」により、ロボット、AI、IoT等の先端技術の活用実証や、その技術の橋渡し役となるシステムインテグレーターとの接点づくりの促進を図る取組を実施。 <p>【次世代施設園芸】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・次世代施設園芸拠点については、平成29年3月までに、全国10か所で整備が完了。平成29年度から、次世代施設園芸への転換に必要な技術を習得するための実証・研修を支援するとともに、次世代型大規模園芸施設の整備と次世代施設園芸のノウハウの分析・情報発信を支援。 <p>【省エネ設備導入】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・省エネによるコスト削減に向けた収益力強化対策として施設園芸における省エネ設備導入を支援するとともに、省エネルギー生産管理のためのマニュアルを改訂・公表（平成30年10月）。 <p>【技術戦略の策定・実行】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成27年3月に農林水産研究基本計画を策定し、今後10年程度を見据えた研究開発の重点目標等を定め、戦略的に研究開発を推進。 ・農林水産業以外の多様な分野との連携を強めることによりイノベーションが期待できる分野を対象に、その研究開発の方向を示す「農林水産研究イノベーション戦略」を策定。 ・温暖化対応については、平成28年度より開始した委託プロジェクト研究「農林水産分野における気候変動対応のための研究開発」により、気候変動への適応技術の開発を推進。 <p>【「知」の集積】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農林水産・食品産業と異分野との連携により知識・技術・アイデアを導入し、商品化・事業化に導く新たな産学官連携研究の仕組みである「知」の集積と活用の場の取組を推進。
<p>今後の施策の展開方向</p>	<p>【スマート農業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ICTを活用した高度な生産管理やロボット農機などの生産現場における実証研究に取り組み、これまでに開発された先進技術の実用化を推進するとともに、人工知能（AI）・IoT等の活用により、中山間地域向けや野菜・果樹の収穫ロボットなどの全く新しい技術体系を創造するための研究開発等の取組を実施。 ・日本再興戦略2016に記載された、遠隔監視による無人走行システムの2020年までの実現に向けて、必要な技術開発や生産現場での実証等の取組を実施。 ・スマート農業技術を生産現場に導入・実証する取組を進めつつ、実証で得られたデータを分析し、農業者がスマート農業技術を導入する際の判断材料となるよう情報提供を実施。 <p>【農業用ドローンの利活用拡大】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農林水産省HP上に官民協議会WEBページを開設し、協議会会員の募集や民間における技術革新・ニーズに係る情報の収集・発信を

	<p>行うとともに、ドローンで使用可能な農薬種類の拡大等を進め、農業用ドローンの普及拡大を推進。</p> <p>【農業データ連携基盤】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・データを活用した農業を進めるため、農業データ連携基盤への幅広い主体の参画を進め、提供データを充実させるとともに、公的機関等の保有するデータのオープンデータ化に取り組む。さらに、データの連携・共有・提供の範囲を、生産から加工、流通、消費に至るバリューチェーン全体に拡大。 <p>【農業新技術の現場実装推進プログラム】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・策定した「農業新技術の現場実装推進プログラム」の内容を踏まえ、関係機関一体となってスマート農業を推進。 <p>【食品産業におけるオープンイノベーションの推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第2期SIP「スマートバイオ産業・農業基盤技術」において、スマートフードチェーンプラットフォームの構築を推進。 ・食品製造業のうち製造業の労働生産性の平均値未満の業種を対象に「食品産業イノベーション推進事業」を講じ、食品製造業から外食・中食に至る食品産業全体の生産性向上を推進。 <p>【次世代施設園芸】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設園芸産地の生産性向上と規模拡大に必要な技術を習得するための実証・研修を支援するとともに、次世代型大規模園芸施設の整備や次世代施設園芸のノウハウの分析・情報発信を支援。 <p>【省エネ設備導入】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・省エネによるコスト削減に向けた収益力強化対策として施設園芸における省エネ設備導入を支援。 <p>【技術戦略の策定・実行】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農林水産研究イノベーション戦略を毎年策定。 ・温暖化対応については、委託プロジェクト研究により、引き続き、温室効果ガス削減技術や気候変動適応技術等の開発を推進。 <p>【「知」の集積】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・提案公募型研究事業である「「知」の集積と活用の場によるイノベーション創出推進事業」において、革新性をより高めてイノベーションの創出を目指す観点から、「知」の集積と活用の場による取組を重点的に支援。
府省庁名	農林水産省、総務省、内閣府（規制）、経済産業省、国土交通省

政策の展開方向	2. 6次産業化等の推進
展開する施策	④新品種・新技術の開発・普及及び知的財産の総合的な活用
関連する目標	2016年度までに新たに「強み」のある農畜産物を100以上創出
目標の進捗状況	154（産地化事業により形成された産地57地区とマッチング等の取組やその他の新たに形成された産地97地区の合計）
施策の実施状況	<p>【新品種・新技術】</p> <ul style="list-style-type: none"> 品質やブランドなど強みのある農畜産物を生み出すため、新たな品種の導入、技術確立、ブランド化等の実需者と連携した「強み」のある産地形成（60地区）のほか、コンソーシアムの形成に向けたマッチングや新品種・新技術の導入等の取組（171地区）等をこれまでに展開。 品種等の提供を行うデータベースをより使い勝手のよいシステムとなるよう改良を行うとともに、品種育成機関から実需者に直接品種の特長をPRする「品種マッチングミーティング」を2回開催するなど、農作物品種の活用促進につながる取組を推進。 「「知」の集積と活用場によるイノベーション創出推進事業」において、実需者等のニーズを的確に反映させた品種育成を、実需者と研究機関等が一体となったコンソーシアムにおいて推進。 委託プロジェクト研究において、平成25年度から30年度まで、育種期間を短縮できる「DNAマーカー選抜育種」の利用を推進するためのDNAマーカーの開発等を実施。 平成30年度から民間事業者等の種苗開発を支える「スマート育種」の開発による育種ビッグデータの整備及び育種基盤技術の開発を推進。また、平成26年度から実需者等のニーズに応じた水稻、大豆、野菜、果樹品種の育成及び業務・加工用品種の栽培法の開発を実施。さらに、平成27年度より、花きについて、日持ち性等の基盤的形質を改良した品種、夏場の低コスト安定生産技術、品質保持期間延長技術の開発を推進。 戦略的イノベーション創造プログラム（SIP）に基づく「次世代農林水産業創造技術」（平成30年度まで）において、果樹等の早期開花技術の実用化、日本独自のゲノム編集技術の開発、画期的な農水産物の作出及びこれら農水産物を早期に実用化する科学的知見の集積や社会実装の戦略・手法の策定等の研究を実施。 SIP第2期「スマートバイオ産業・農業基盤技術」（平成30年度～令和4年度）において一年中収穫できる大粒で甘いイチゴといった消費者や実需者に新たな価値を提供する品種・育種素材の開発等を推進。 日EU・EPAにおいて、GIを相互に高いレベルで保護するとされたことを踏まえ、「特定農林水産物等の名称の保護に関する法律」を改正するとともに、その発効の日である平成31年2月1日からEU側GI71産品、日本側GI48産品を相互保護。 令和元年5月現在、79産品を地理的表示（GI）として登録。 「特定農林水産物等の名称の保護に関する法律」の改正を踏まえ、GI申請を検討している生産者等を対象とした「地理的表示保護制度登録等申請マニュアル」を制定（平成31年1月）。 <p>【植物遺伝資源ネットワーク構築】</p> <ul style="list-style-type: none"> 地球温暖化等に対応しつつ、「攻めの農林水産業」に資する強みのある農産物の品種開発のため、その育種素材となる多様な植物遺伝資源を海外から円滑に導入するための2国間共同研究協定に基づ

	<p>き、ベトナム、ラオス、カンボジア、ミャンマーの4か国と共同研究を実施。各国のジーンバンク等に所蔵されている遺伝資源の特性情報の解明等を行うことにより、国内の民間種苗会社等がそれら遺伝資源にアクセスできるネットワークを整備中。</p>
<p>今後の施策の展開方向</p>	<p>【新品種・新技術】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、マーケットイン発想で品種や技術を活かした「強み」のある農林水産物づくりを推進。 ・引き続き、「知」の集積と活用によるイノベーション創出推進事業」、「民間事業者等の種苗開発を支える『スマート育種システム』の開発」、「国産花きの国際競争力強化のための技術開発」、「SIP「スマートバイオ産業・農業基盤技術」、「ゲノム編集技術を活用した農作物品種・育種素材の開発」（令和元年度～）において品種・技術の開発・普及を推進。 ・GIの海外との相互保護に向けた取組を推進。 ・GI登録申請を支援、GI制度を普及。 <p>【植物遺伝資源ネットワーク構築】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、新たな2国間共同研究協定の締結に努力するとともに、共同研究における植物遺伝資源の調査や収集を行い、順次、その結果を民間事業者等へ公開し、アジア地域の植物遺伝資源を相互利用できるアジア植物遺伝資源（PGRAsia）ネットワークを構築することで、実需者ニーズに対応した新品種開発を支援。
<p>主担当部局課</p>	<p>農林水産省、経済産業省</p>

政策の展開方向	2. 6次産業化等の推進
展開する施策	⑤農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギーに係る取組の拡大・深化
関連する目標	○再生可能エネルギー発電のメリットを活用して地域の農林水産業の発展を図る取組を2018年度に全国100地区で実現 ○2018年までに約100地区でバイオマス産業都市を構築
目標の進捗状況	○再生可能エネルギー発電のメリットを活用して地域の農林水産業の発展を図る取組 79件(H29年度)→88件(H30年12月末) (※目標:100地区(H30年度)) ○バイオマス産業都市 79市町村(H29年度)→83市町村(H30年度)
施策の実施状況	<p>【小水力、バイオマス発電等の再生可能エネルギーの導入促進と地産地消の推進等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農山漁村再生可能エネルギー法(平成26年5月1日施行)に基づく措置等により、優良農地等の確保を図りつつ、再生可能エネルギー発電のメリットを活用して地域の農林漁業の発展を図る取組及び再生可能エネルギーの地産地消の取組を推進。 ・平成30年度予算において、バイオマスを活用した産業化、農業水利施設を活用した小水力発電、木質バイオマスのエネルギー利用等を推進するため、再生可能エネルギーの発電に関する個別相談、事業計画策定のサポートやマッチング及び全国的な普及活動、地産地消の導入に必要な取組等を支援。 <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <ul style="list-style-type: none"> ・平成30年12月末における同法の活用状況としては、市町村による基本計画作成済み54件、基本計画作成中17件、基本計画作成を検討中25件、基本計画作成に関心あり202件。 ・平成30年度予算においては、再生可能エネルギー関連事業者とのマッチング支援を6地区、農山漁村における再生可能エネルギーの地産地消の導入までに必要となる様々な手続や取組への支援を4地区で実施。 </div> <ul style="list-style-type: none"> ・これらの取組の結果、平成30年度においては、再生可能エネルギー発電のメリットを活用して地域の農林水産業の発展を図る取組が平成30年12月末までに9件新たに開始。また、7府省共同で5市町村を新たにバイオマス産業都市に選定。 ・さらに、バイオマス産業都市に選定された地域における構想の実現化に必要な施設整備の支援を2件実施。 <p>【メタン発酵により発生する消化液等の活用】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成30年度においては、以下の取組を支援。 <ol style="list-style-type: none"> ①食品廃棄物のバイオガス化により再生可能エネルギーの創出 ②メタン発酵消化液と食品リサイクルたい肥を地域で有効利用するための協議会の設立・運営 ③肥料の認証等のための活動 <p>【自立的で持続可能な地域エネルギーシステムの構築】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方公共団体を核として、需要家、地域エネルギー会社及び金融機関等、地域の総力を挙げて、バイオマス、廃棄物等の地域資源を活用した地域エネルギー事業を立ち上げるマスタープランの策定を支

	<p>援。平成 30 年度に新たに 3 団体でマスタープランを策定。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、マスタープラン策定の取組を全国に広げるとともに、地域エネルギーの事業化に向けて、マスタープラン策定団体に対する関係省庁タスクフォースによる支援機能を充実強化。
今後の施策の展開方向	<ul style="list-style-type: none"> ・バイオマス活用推進基本法や農山漁村再生可能エネルギー法に基づき、関係府省の連携の下、バイオマスの利活用や再生可能エネルギーを活用した農山漁村の活性化に向けた関連施策を推進。
府省庁名	農林水産省、内閣府、総務省、文部科学省、経済産業省、国土交通省、環境省

政策の展開方向	2. 6次産業化等の推進
展開する施策	⑥食品ロス削減の推進
関連する目標	—
目標の進捗状況	—
施策の実施状況	<ul style="list-style-type: none"> ・国連の持続可能な開発目標を踏まえ、 ①家庭から発生する食品ロスについて、2018年6月に閣議決定された「第4次循環型社会形成推進基本計画」において、2030年までに2000年度と比べ半減させる目標を設定。 ②事業者から発生する食品ロスについて、食品循環資源の再生利用等の促進に関する基本方針の見直しの中で目標を設定予定。 ・個別企業等では解決が困難な商慣習等の見直しについて、納品期限を緩和する取組品目や取組企業の拡大に向けた実証を実施し、取組を推奨する品目として、飲料・賞味期限180日以上菓子に加え、カップ麺を追加。 ・恵方巻き等の一時的に需要が急増する季節商品の廃棄に関して、小売事業者に対して、貴重な食料資源の有効活用という観点を踏まえた上で需要に見合った販売を行うよう働きかけを実施。 ・食品ロス削減のための消費者理解を促進するため、全国の小売事業者や地方自治体等が店頭にて活用可能な啓発資料を作成し、2018年10月を啓発月間として啓発活動を実施。 ・学校給食の提供過程で発生する食品ロスの削減や給食の残さを再生利用するなどのモデル事業を実施。 ・食品ロスを削減することを目的とした自治体間ネットワーク「全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会」と連携し、2018年10月に第2回食品ロス削減全国大会を開催するとともに、「食べきり運動」の普及・啓発等を実施。さらに、同協議会と共同で、飲食店舗における食品提供、食材の使い切り等の工夫等を例示した「飲食店等の食品ロス削減のための好事例集」を作成。 ・生産・流通・消費等の過程で発生する未利用食品を必要としている人や施設に提供するフードバンク活動について、食品関連事業者、フードバンク活動団体等による情報交換会を全国10箇所で開催（2018年度）。
今後の施策の展開方向	<ul style="list-style-type: none"> ・食品循環資源の再生利用等の促進に関する基本方針（令和元年7月改正予定）に基づき、食品ロス削減を含め食品リサイクルの促進に向けた取組を推進。 ・消費者基本計画工程表（平成30年7月）に基づき、食品ロス削減国民運動を推進。
府省庁名	農林水産省、消費者庁、文部科学省、経済産業省、環境省

政策の展開方向	2. 6次産業化等の推進
展開する施策	⑦企業を含む地域の関係者と連携した畜産クラスターの構築支援、6次産業化・輸出促進のための生乳取引の多様化等による酪農家の創意工夫に応える環境整備
関連する目標	酪農について、2020年までに6次産業化の取組件数を500件に倍増
目標の進捗状況	307件(2017年4月末) → 461件(2018年4月末)
施策の実施状況	<p>【畜産クラスター】</p> <ul style="list-style-type: none"> 畜産クラスターについては、全国881地区(平成30年12月時点)で地域の関係者と連携した取組が行われており、うち107地区では外食事業者や食品加工業者が参画。また、110地区では6次産業化への取組を課題の1つとしている。 <p>【飼料の生産拡大、エコフィード活用、技術開発等】</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成30年度は、「飼料増産総合対策事業」により、全国で1,000ha以上の草地改良の取組が行われるとともに、16地区でエコフィードの生産拡大の取組が進められるなど、国産飼料の生産拡大及び生産コスト低減の取組を支援。 平成27年度より開始した委託プロジェクト研究において、栄養収量の高い国産飼料の低コスト生産・利用技術等の開発を推進。 <p>【酪農に係る新商品開発、取引多様化、施設設置規制の緩和等】</p> <ul style="list-style-type: none"> 「外食産業等と連携した需要拡大対策事業」により、牛乳乳製品に係る新商品開発や新規需要開拓等の取組を支援。 生産者が出荷先等を自由に選べる環境の下、創意工夫をしつつ所得を増大させていくため、加工原料乳生産者補給金等の交付対象となる事業者の範囲を拡大し、需給状況に応じた乳製品の安定供給の確保等を図るため、改正された畜産経営の安定に関する法律が平成30年4月1日に施行。 小規模なチーズ工房や輸出向けの乳業施設に係る設置規制については、平成27年度に「酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律施行規則」を改正し、設置基準を緩和。 <p>【性判別精液の利用、乳用種雌子牛の確保等による収益性の向上】</p> <ul style="list-style-type: none"> 畜産・酪農生産力強化対策事業により、畜産クラスター計画に基づく酪農家への性判別精液・受精卵の支援及びICT等を活用した飼養管理の高度化を支援。同事業において、性判別精液約10.6万本(平成30年度実績)が導入。 畜産・酪農生産力強化対策事業を措置するとともに、酪農労働力省力化推進施設等緊急整備対策事業(令和元年度ALIC事業)において、新たに乳用後継牛預託施設の機器整備等を支援することとし、育成牛の受入体制の強化を図る取組を推進。 平成27年度より委託プロジェクト研究において、牛の分娩後の繁殖機能の回復を早期に判定する技術、家畜の生涯生産性向上のための育種手法の開発等を推進。
今後の施策の展開方向	<p>【畜産クラスター】</p> <ul style="list-style-type: none"> 外食事業者や食品加工業者等の関係者と畜産農家とが連携した地域の課題解決への取組を推進。 <p>【飼料の生産拡大、エコフィード活用、技術開発等】</p> <ul style="list-style-type: none"> 各種飼料対策については、「畜産生産力・生産体制強化対策事業」

	<p>を適切に実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 委託プロジェクト研究等により栄養収量の高い国産飼料の低コスト生産利用技術や牧草生産の省力化技術の開発を推進。 <p>【酪農に係る新商品開発、取引多様化、施設設置規制の緩和等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 牛乳・乳製品の生産・流通等の改革を通じて、生乳取引等の一層の多様化を推進。 <p>【性判別精液の利用、乳用種雌子牛の確保等による収益性の向上】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 性判別技術・公共牧場等を活用した自家生産の取組強化や預託育成体制の構築等により、乳用後継牛の計画的な確保・育成を推進。 ・ 委託プロジェクト研究「畜産・酪農の生産力強化のための技術開発」により技術開発を推進。
府省庁名	農林水産省

政策の展開方向	3. 農地中間管理機構の活用等による農業構造の改革と生産コストの削減
展開する施策	①農地中間管理機構による担い手への農地集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消等
関連する目標	2023年度までに、担い手の農地利用が全農地の8割を占める農業構造の確立
目標の進捗状況	48.7% (H25) → 50.3% (H26) → 52.3% (H27) → 54.0% (H28) → 55.2% (H29) → 56.2% (H30) ※担い手によって利用される農地面積の集計対象は、認定農業者、認定新規就農者、集落営農経営、市町村基本構想の水準到達者
施策の実施状況	<ul style="list-style-type: none"> ・担い手の農地利用面積（農地中間管理機構（機構）以外によるものを含む。）は、平成30年度は3.1万ha増加（うち機構の転貸によるものは1.6万ha）。 ・機構については、前年度よりその取扱面積が増加し、平成30年度は3.7万ha（機構の累積転貸面積：18.5万ha（H29）→22.2万ha（H30））。 ・農林水産業・地域の活力創造本部（平成30年6月1日）で確認された機構事業を加速化させるための方策の実施状況は以下のとおり。 <ul style="list-style-type: none"> ①農地中間管理事業法の施行後5年見直し <ul style="list-style-type: none"> ・第198回通常国会に、(1)地域の話合いの再活性化、(2)機構の手続の簡素化、(3)機構と円滑化事業の統合一体化等を内容とする農地中間管理事業の推進に関する法律等の改正案を提出。令和元年5月17日付けで成立（(1)・(2)は公布の日から6月以内、(3)は公布の日から1年3月以内に施行予定）。 ②機構に関連して創設された制度の本格的な活用 <ul style="list-style-type: none"> (1)農家負担のない農地整備事業 <ul style="list-style-type: none"> ・農地整備事業の予算の優先配分の比率は増加。（予算額ベース：4割（平成27年度）→7割予定（令和元年度）） ・機構が借り受けた農地について、農業者の申請・同意・費用負担によらず、基盤整備を実施できる農地中間管理機構関連農地整備事業を、平成30年度から実施。平成30年度は35地区実施し、令和元年度は81地区実施予定。 (2)所有者不明農地対策 <ul style="list-style-type: none"> ・共有者の一部が不明である農地を簡易な手続で機構に貸し付ける制度については平成30年11月に法律が施行され、鹿児島県喜界町をはじめ、3市町の農地で活用されたところ（平成31年3月末時点）。
今後の施策の展開方向	<ul style="list-style-type: none"> ・2023年（令和5年）の目標（担い手のシェア8割）の達成に向けて、更なる加速化が必要。このため、改正法の趣旨に沿って以下の取組を進める。 <ul style="list-style-type: none"> ①地域でコーディネーター役を担ってきた組織と一体となった地域の話合いの推進 ②手続を簡素化した農地中間管理事業の着実な実施 ③令和元年度予算において、地域集積協力金の中山間地域における要件を緩和する等、これまで集積が進んでこなかった中山間地域における対応の強化
府省庁名	農林水産省、内閣府（規制）、内閣府（地創）

政策の展開方向	3. 農地中間管理機構の活用等による農業構造の改革と生産コストの低減
展開する施策	②多様な担い手の育成・確保（法人経営、大規模家族経営、集落営農、新規就農、企業の農業参入）
関連する目標	○2023年までに、法人経営体数を5万法人に増加 ○新規就農し定着する農業者を倍増し、2023年に40代以下の農業従事者を40万人に拡大
目標の進捗状況	○法人経営体数 12,511（平成22年） → 22,700（平成30年） ※平成30年農業構造動態調査により推計 ○40代以下の農業就業者数 31.1万人（平成25年） → 32.6万人（平成29年） ※「農林業センサス」、「新規就農者調査」により推計
施策の実施状況	<p>【農業経営の法人化の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成30年度から農業経営の法人化、円滑な経営継承、規模拡大などの多様な経営課題に対応するため、農業系団体のみならず商工系団体などの関係機関と連携した相談体制を整備し、農業経営者の相談内容に応じた専門家からなる支援チームが伴走支援を実施。 集落営農等については法人化に要する経費等を支援。 <p>【新規就農者の確保・育成】</p> <ul style="list-style-type: none"> 次世代を担う農業者の育成・定着を促進するため、「農業次世代人材投資資金」及び「農の雇用事業」において、令和元年度採択分から年齢要件を原則45歳未満から50歳未満に引き上げ。さらに <ol style="list-style-type: none"> 「農の雇用事業」について、平成30年度採択分から、過去に受け入れた研修生の定着率の要件を引き上げ（1/3→1/2）。令和元年度採択分からは「働き方改革」に取り組むことを要件化。 「農業次世代人材投資資金」について、親元就農における農地の所有権移転義務を撤廃し、利用権設定で可とした。また、平成30年度から自ら生計を確保する必要があるなど支援の必要性が高い者を優先的に採択することを、審査の基準として周知。 <p>【商工業とともに農業を営む事業者への信用保証制度の適用】</p> <ul style="list-style-type: none"> 国家戦略特別区域で商工業とともに農業を営む事業者の事業資金の調達について、地方自治体の応分の負担を前提に、信用保証協会による保証の対象とする「国家戦略特別区域農業保証制度」を平成26年6月に創設。新潟県新潟市で平成27年1月から、兵庫県養父市で同年2月から、愛知県常滑市で平成28年4月（平成29年9月から愛知県全域に対象拡大）からそれぞれ運用が開始。平成31年3月末までの保証承諾実績は、新潟市で31件・237百万円、養父市で12件・113百万円、愛知県で12件・245百万円。
今後の施策の展開方向	<p>【農業経営の法人化の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> 引き続き、法人化などの農業経営者の相談内容に応じた専門家からなる支援チームが伴走支援しながら、経営改善する取組を支援。 経営相談等をした集落営農等が法人化する取組に重点化して支援。 <p>【人・農地プランの実質化の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域の徹底した話し合いにより担い手への農地の集積・集約化を加速化させるため、後継者の確保状況など地域の現況を地図により把握

	<p>し、これにより担い手への農地の集約化の将来方針を定める人・農地プランの実質化の取組を推進し、施設整備等支援策もプラン実質化に取り組む地域に重点化する。</p> <p>【新規就農者の確保・育成】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 交付終了者の経営状況を調査する等により、事業の検証・見直し等を行いながら、次世代を担う農業者の育成を推進。
府省庁名	農林水産省、内閣府（地創）、経済産業省

政策の展開方向	3. 農地中間管理機構の活用等による農業構造の改革と生産コストの削減
展開する施策	③女性農業経営者の能力の積極的な活用（農業女子プロジェクト、ビジネス発展支援等）
関連する目標	—
目標の進捗状況	—
施策の実施状況	<p>【農業女子プロジェクト】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・民間企業との連携による、女性が現場で使いやすい耕うん機、快適に農作業ができるアンダーウエア等新たな商品やサービスの開発等を通じ、女性農業者の活躍を発信。 （平成31年4月現在 参画企業34社、教育機関7校、農業女子メンバー759名） <p>【女性農業者のリーダー育成支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「女性が変える未来の農業推進事業」において、地域の農業界を牽引するリーダーとしての資質を備えた女性農業経営者を育成するための研修を実施。これにより、年々向上している農業委員・農協役員に占める女性の割合（農業委員：11.8%（平成30年10月現在）、農協役員：8.0%（平成30年7月現在））をさらに増やすことを目指す。 <p>【女性農業者の働き方改革支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「女性が変える未来の農業推進事業」において、子育てとの両立への配慮などのワーク・ライフ・バランスの実現や、女性用のトイレ・更衣室の設置などの労働環境の改善など、女性農業者が働きやすい環境整備に係るノウハウの習得を支援。 <p>【補助事業の周知】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助事業の周知徹底を図るため、令和元年5月に女性農林漁業者向け「支援策活用ガイドブック」を作成。
今後の施策の展開方向	<p>【農業女子プロジェクト】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新たな分野の参画企業の開拓や、教育機関との連携による「未来の農業女子」を育む活動の展開等、プロジェクトの更なる活性化を推進するとともに、特に若い世代や子育て層を意識した広報を展開し、認知度と関心の向上を目指す。 <p>【女性農業者のリーダー育成支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、「女性が変える未来の農業推進事業」等において、全国各地で女性の地域リーダーを育成。 <p>【女性農業者の働き方改革支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、「女性が変える未来の農業推進事業」等において、女性農業者が働きやすい職場環境・労働環境の整備を推進。 <p>【補助事業の周知】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・意欲ある女性農業者が事業を積極的に活用できるよう、SNSや女性農林漁業者向け「支援策活用ガイドブック」等の活用により周知。
府省庁名	農林水産省

政策の展開方向	3. 農地中間管理機構の活用等による農業構造の改革と生産コストの削減
展開する施策	④高付加価値化・生産コスト削減に資する大区画化と、国土強靱化を踏まえた水利施設の整備等
関連する目標	○2023年度までに、担い手の農地利用が全農地の8割を占める農業構造の確立 ○2023年までに、資材・流通面等での産業界の努力も反映して担い手の米の生産コストを2011年全国平均比4割削減
目標の進捗状況	○担い手によって利用される農地の割合 48.7% (H25) →50.3% (H26) →52.3% (H27) →54.0% (H28) →55.2% (H29) →56.2% (H30) ○担い手の米の生産コスト 全国平均：16,001円/60kg (2011年) →個別経営：10,995円/60kg (2017年) 組織法人経営：11,859円/60kg (2017年) (※目標：9,600円/60kg (2023年)) ※担い手の米の生産コストの集計対象 ①個別経営：認定農業者のうち、農業就業者1人当たりの稲作に係る農業所得が他産業所得と同等となる個別経営体 (水稲作付面積15ha以上層) ②組織法人経営：米の販売金額が第1位となる稲作主体の組織法人経営体 (平均水稲作付面積約22ha)
施策の実施状況	・農地中間管理機構と連携した農地整備事業等を活用しつつ、農業農村整備事業、農山漁村地域整備交付金、農地耕作条件改善事業、農業水路等長寿命化・防災減災事業により、高付加価値化・生産コスト削減に資する大区画化や、国土強靱化を踏まえた水利施設の整備等を実施。 ・平成30年7月豪雨を踏まえたため池の緊急点検及び平成30年北海道胆振東部地震災害等を踏まえた農業水利施設に係る「重要インフラの緊急点検」を実施。これらの結果等を踏まえ、非常時にも農業水利施設等の機能や安全性を確保するために、「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」を実施。 ・第198回国会において、農業用ため池の管理及び保全に関する法律が成立 (平成31年4月26日公布)。
今後の施策の展開方向	・担い手への農地集積・集約化や生産コストの削減を確実に進めるとともに、地域の営農戦略に即した収益性の高い農業経営を実現するため、農地の大区画化、水田の汎用化・畑地化や畑地かんがい施設の整備を推進。 ・農業構造や営農形態の変化に対応した水管理の省力化や水利用の高度化を図るため、ICTや地下水位制御システム等の新たな技術の導入やパイプライン化等による新たな農業水利システムの構築を推進。 ・農業水利施設の老朽化が進行する中、将来にわたって施設機能の安定的な発揮を図るため、点検、機能診断及び監視を通じた適切なリスク管理の下での計画的かつ効率的な補修、更新等により、施設の徹底した長寿命化とライフサイクルコストの低減を図る戦略的な保全管理を推進。 ・集中豪雨の増加や大規模地震の発生等、自然災害リスクの高まりに対応し、安定的な農業経営や安全・安心な暮らしを実現するため、平成30年12月に見直された「国土強靱化基本計画」等を踏まえ、農業水利施設等の耐震化・洪水被害防止対策と、ため池管理体制の

	構築による地域防災力の強化等のハード・ソフト対策を適切に組み合わせる推進。 ・農業用ため池の管理及び保全に関する法律に基づき、ため池の防災対策の強化及び保全管理を推進。
府省庁名	農林水産省

政策の展開方向	3. 農地中間管理機構の活用等による農業構造の改革と生産コストの削減
展開する施策	⑤経済界との連携等による、大規模経営に適合した省力栽培技術・品種の開発・導入、生産資材費の低減、先端モデル農業の確立等
関連する目標	2023年までに、資材・流通面等での産業界の努力も反映して担い手の米の生産コストを2011年全国平均比4割削減
目標の進捗状況	<p>全国平均：16,001円/60kg（2011年）</p> <p>→個別経営：10,995円/60kg（2017年）</p> <p>組織法人経営：11,859円/60kg（2017年）</p> <p>（※目標：9,600円/60kg（2023年））</p> <p>※担い手の米の生産コストの集計対象</p> <p>①個別経営：認定農業者のうち、農業就業者1人当たりの稲作に係る農業所得が他産業所得と同等となる個別経営体（水稲作付面積15ha以上層）</p> <p>②組織法人経営：米の販売金額が第1位となる稲作主体の組織法人経営体（平均水稲作付面積約22ha）</p>
施策の実施状況	<p>【省力栽培技術及び多収性品種等の開発・導入】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委託プロジェクト研究において、実需者等のニーズに応じた良食味と多収性を兼ね備えた業務用米品種等の栽培法の開発を実施（平成26～30年度）。また、スマート農業技術の開発・実証プロジェクトにおいて、業務用米等の生産コスト低減に向けた超多収品種の開発を推進中（平成28年度～令和2年度）。さらに、緑肥や堆肥等の有機質資材の活用により、生産物の収量及び品質を低下させることなく施肥及び土作りに要するコストを削減する技術等の開発を推進（平成27年度～令和元年度）。 ・戦略的イノベーション創造プログラム（SIP）に基づく「次世代農林水産業創造技術」（平成26～30年度）においてマルチロボット作業システムによる労働コストを半減する超省力作業体系の開発を実施。戦略的イノベーション創造プログラム（SIP）第2期「スマートバイオ産業・農業基盤技術」（平成30年度～令和4年度）において、中山間等にも対応する知能化した自動作業機・移動運搬システムの開発を推進中。 ・米の生産コスト削減に向けて産地全体が連携して行う多収品種・直播技術の導入等の取組を支援。 ・輸出用米の生産に取り組む産地に対して、多収品種の活用等による低コスト生産を推進。 <p>【農業機械、肥料・飼料等の生産資材コスト低減】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農業競争力強化プログラム及び農業競争力強化支援法に基づき、良質かつ低廉な農業資材を供給するため、以下の取組等を実施。 <ul style="list-style-type: none"> ①生産現場において農業資材調達方法の検討に資するよう、国内外の農業資材の供給に関する調査を行い、その結果を平成30年8月に公表。 ②肥料については、肥料の制度見直しを進めるため、「肥料取締制度に係る意見交換会」を平成30年11月から平成31年1月にかけて実施したほか、指定配合肥料の要件の緩和や、委託生産に係る手続の見直しを実施。多品種少量生産の要因の一因となっている施肥基準の見直しについて各都道府県へ働きかけを実施。 ③農薬については、平成29年4月から、果樹類において作物群での農薬登録を可能とし、平成31年4月に、その品目を野菜類や

	<p>穀類等にも拡大。また、平成 29 年 4 月から、農薬の製造方法の変更によるコスト削減等に資する農薬の有効成分及び不純物について組成を定めて管理する仕組みを導入したほか、改正された農薬取締法（平成 30 年 12 月 1 日一部施行）において、ジェネリック農薬の登録申請を簡素化</p> <p>④飼料については、安全を確認した上で、未利用資源の飼料としての利用の推進</p> <p>⑤動物用医薬品については、海外試験データの受入れ、3 府省での審議等の同時並行化等に加え、平成 29 年度以降、事業者が製造方法の変更を柔軟に行えるようにするなど承認審査プロセスの見直しをするとともに、ワクチンについて、より効率的な品質管理制度への見直し（ロットごとの検査の絞り込み）</p> <p>【先進農業者と民間企業等の経済界との連携】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 26 年度から農業者と経済界との連携の下、コスト削減や生産性向上につながる先進的な技術や生産方式の実証を実施。 ・全国の農業者や民間企業等を参集し、稲作に係る先進的な取組の紹介や意見交換を行う「稲作コスト低減シンポジウム」を開催。また、規模拡大等に対応した省力栽培技術について、技術の提案者と担い手農家とのマッチングを推進するワークショップの開催や産地への現地指導を支援。 <p>【底地を全面コンクリート張りした農業用ハウス等の取扱い】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農業用ハウス等を農地に設置するに当たって、農業委員会に届け出た場合には、底地を全面コンクリート張りとした場合であっても、農地転用に該当しないものとする農業経営基盤強化促進法等の改正案が平成 30 年 11 月 16 日に施行。既に農地を転用して該当する施設を設置した者については、農作物栽培高度化施設と同様の扱いとする場合に関して実態やニーズを把握するため、平成 30 年 10 月、施設園芸共済加入者が所有する農業用ハウスについて、過去に農地転用の許可を受けて設置されたものであるか調査を実施。
<p>今後の施策の展開方向</p>	<p>【省力栽培技術及び多収性品種等の開発・導入】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、第 2 期 S I P 「スマートバイオ産業・農業基盤技術」、委託プロジェクト「水田作及び畑作における収益力向上のための技術開発」、スマート農業技術の開発・実証プロジェクト「業務用米等の生産コスト低減に向けた超多収系統の開発」において技術開発を推進。 ・多収品種・直播栽培等の技術とスマート技術を組み合わせた営農体系の導入を推進。 ・米の多収品種がニーズに応じて導入されるよう、地域ごとの栽培技術の確立等を推進し、作期分散も通じ、生産コストを削減。 <p>【農業機械、肥料・飼料等の生産資材コスト低減】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農業競争力強化プログラム及び農業競争力強化支援法に基づき、良質かつ低廉な農業資材を供給するため、以下の取組等を推進。 ①肥料については、引き続き施肥基準の見直しや銘柄の集約を進めるとともに、肥料取締制度に係る意見交換会で提案された課題や見直しの方向性を踏まえ、肥料の品質及び安全を確保しつつ、低コストな肥料の供給が進むよう、法制度の見直しも含め検討

	<p>②飼料については、最新の科学的な知見を踏まえた見直し等により、食品でも使われるビタミンや遺伝子組換え技術を用いた飼料添加物の審査の簡素化</p> <p>③動物用医薬品については、ワクチンについて、より効率的な品質管理制度への見直し（重要疾病製剤の有効性に関する試験を除いた国の試験の廃止及び事業者の記録等を国で確認する新たな仕組みの導入）</p> <p>【先進農業者と民間企業等の経済界との連携】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ I C T制御や高度なセンシング技術等の農業現場における実証を進めつつ、実証が終了したプロジェクトの成果普及に重点化し、更なる生産性向上や競争力強化につなげていく方針。 <p>【底地を全面コンクリート張りした農業用ハウス等の取扱い】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 既に農地を転用して該当する施設を設置した者については、実態調査の結果も踏まえながら、過去に農地転用の許可を受けて設置された施設を農地と同様の扱いとすることについて、過去に転用許可を受けた事実や、営農継続の意向をどのように確認するかといった課題や問題点を引き続き検討。
府省庁名	農林水産省

政策の展開方向	4. 経営所得安定対策の見直し及び日本型直接支払制度の創設
展開する施策	「制度設計の全体像」（平成25年11月26日農林水産業・地域の活力創造本部決定）（別紙1）参照
関連する目標	—
目標の進捗状況	—
施策の実施状況	<p>1. 米の直接支払交付金</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成30年産から廃止 （激変緩和のための経過措置として、平成26年産米から単価を7,500円/10aに削減した上で、平成29年産までの時限措置（平成30年産から廃止）としたところ。） <p>2. 日本型直接支払制度の創設</p> <ul style="list-style-type: none"> 日本型直接支払制度（多面的機能支払、中山間地域等直接支払及び環境保全型農業直接支払）について、農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成27年4月1日施行）に基づき、平成27年度以降実施。 平成29年度の各支払の実施状況は以下のとおり。 <ul style="list-style-type: none"> ①多面的機能支払 平成28年度から1万5千ha増の226万6千haに取組面積が拡大。 ②中山間地域等直接支払 平成28年度から2千ha増の66万3千haに取組面積が拡大。 ③環境保全型農業直接支払 平成28年度から5千ha増の8万9千haに取組面積が拡大。 <p>3. 経営所得安定対策</p> <ul style="list-style-type: none"> 畑作物の直接支払交付金（ゲタ）及び米・畑作物の収入減少影響緩和対策（ナラシ）について、農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成27年4月1日施行。改正担い手経営安定法）に基づき、平成27年産から認定農業者、集落営農、認定新規就農者という「担い手」を対象に、規模要件を課さずに実施。 <p>4. 食料自給率・自給力の向上に向けた水田のフル活用</p> <ul style="list-style-type: none"> 食料・農業・農村基本計画（平成27年3月31日閣議決定）において、飼料用米、麦、大豆等の戦略作物の生産拡大を位置付け。水田活用の直接支払交付金による支援等により、生産性を向上させ、本作物化を推進。 《平成30年度の申請面積（平成30年7月末時点、宮崎県と鹿児島県の一部地域については8月末時点）》 麦：16.9万ha 大豆：11.5万ha 飼料作物：10.6万ha 新規需要米：12.7万ha（WCS:4.3、米粉用米:0.5、飼料用米:8.0） 加工用米：5.1万ha <p>5. 米政策改革</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成29年産をもって、行政による生産数量目標の配分を廃止。平成30年産以降においても、行政による生産数量目標の配分に頼らずとも、需要に応じた生産・販売が行えるよう、そのための環境整備として、

	<p>①「米に関するマンスリーレポート」において、中食・外食等業務用需要の販売動向や、複数年契約など安定取引の状況等掲載情報を拡充するなど需給見通しや価格動向等についてきめ細かい情報提供</p> <p>②麦、大豆、飼料用米等の主食用米以外の作物の生産を支援することによる水田のフル活用</p> <p>③収入減少影響緩和対策（ナラシ対策）や収入保険等のセーフティネット</p> <p>④外食・中食向けへの対応の重要性の理解促進や実需者と産地とのマッチング支援</p> <p>⑤地域の水田において、水田フル活用ビジョンの検討を行うといった重要な役割を担う農業再生協議会に対する支援等を実施。</p> <p>6. 米価変動補填交付金 ・平成26年産から廃止。</p>
<p>今後の施策の展開方向</p>	<p>1. 米の直接支払交付金 —</p> <p>2. 日本型直接支払制度 ・多面的機能支払については、平成30年度に実施した施策評価において、農業・農村の有する多面的機能が適切に維持・発揮され、担い手農家への農地集積という構造改革を後押ししていると評価。引き続き、地域の共同活動による保全管理がより効果的・効率的に実施されるよう支援。 ・中山間地域等直接支払及び環境保全型農業直接支払については、今年度実施する施策評価において、取組の実施状況の検証や効果の評価を行い、施策に反映。 ・農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律について、施行後5年経過後となる令和2年度に、法律の施行状況を勘案し、必要に応じて見直しを検討。</p> <p>3. 経営所得安定対策 ・改正担い手経営安定法に基づき、ゲタ対策及びナラシ対策について、引き続き、認定農業者、集落営農、認定新規就農者という「担い手」を対象に、規模要件は課さずに実施。</p> <p>4. 食料自給率・自給力の向上に向けた水田のフル活用 ・引き続き、飼料用米、麦、大豆等の戦略作物について、水田活用の直接支払交付金による支援とともに、飼料用米については、多収品種の導入、施設・機械の導入等の推進、麦、大豆については、加工適性、多収性を備えた新品種の開発・導入、排水対策等により、生産性を向上させ、本作化を推進。</p> <p>5. 米政策改革 ・農業経営者が自らの経営判断に基づき作物を選択できるよう、令和元年産以降においても、 ①「米に関するマンスリーレポート」において、中食・外食等業務用需要の販売動向や、複数年契約など安定取引の状況等掲載情報</p>

	<p>を拡充するなど需要見通しや価格動向等についてきめ細かい情報提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ②麦、大豆、飼料用米等の主食用米以外の作物の生産を支援することによる水田のフル活用 ③収入減少影響緩和対策（ナラシ対策）や収入保険等のセーフティネット ④外食・中食向けへの対応の重要性の理解促進や実需者と産地とのマッチング支援 ⑤地域の水田において、水田フル活用ビジョンの検討を行うといった重要な役割を担う農業再生協議会に対する支援等を引き続き実施。
府省庁名	農林水産省

政策の展開方向	5. 農業の成長産業化に向けた農協・農業委員会等に関する改革の推進
展開する施策	「農協・農業委員会等に関する改革の推進について」（別紙2）参照
関連する目標	—
目標の進捗状況	—
施策の実施状況	<p>【農協改革について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農協の自己改革の取組状況について、農協・農業者を対象とした調査を平成28年度から平成30年度まで3年間実施（農協・農業者双方とも「具体的取組を開始した」との回答が2年連続で増加したが、農協と農業者の評価に一定の差がある）。 ・平成30年2月から12月にかけて、全都道府県（49農協）において「農協との対話」を実施（農水省の職員が、農協の監督行政庁である都道府県の職員とともに、農協の自己改革目標をベースとして、PDCAサイクルの実施状況等について意見交換する取組。これを受け現在、都道府県庁による対話を実施しており、令和元年度までに大宗の農協との対話を実施し、遅くとも令和2年度までに全ての農協との対話を実施する予定）。 ・成果を出している農協の優良事例を平成30年度も公表（これまで45事例を公表）。 ・公正取引委員会とともに独占禁止法の遵守に向けた合同説明会を全国12か所で開催（平成28年度）したほか、各都道府県農協担当者会議でも合同で説明（平成30年4月、平成31年4月に実施済み）。 ・准組合員の事業利用について、改正農協法の施行日（平成28年4月1日）から5年間利用実態調査を実施。初年度（平成28年度）は事業利用量を把握するためのマニュアルを作成。平成30年1月より、事業利用量を把握するためのマニュアル（平成28年度作成）に基づき調査を実施。 ・全農は、生産資材の買い方、農産物の売り方の見直しについて、農業競争力強化プログラム（平成28年11月29日農林水産業・地域の活力創造本部決定）に沿って作成した年次計画（平成29年3月28日）に基づき、自己改革の取組を実施。平成31年3月にもその進捗状況を公表。 ・全農は、平成31年3月に新3ヵ年計画を策定。これに基づき、農水省は、農業競争力強化を進める観点から、生産資材・農産物販売のほか、物流問題への対応、新技術活用等など幅広いテーマについて全農との対話を実施。 ・農林中金及び信連は、各農協に対し信用事業を巡る厳しい現状を説明。また、代理店方式の説明及び手数料水準の提示を全47都道府県域で実施。今後5農協（うち1農協は近隣農協への譲渡）が組織決定を行う見込み。 <p>【農業委員会改革について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成30年10月をもって全ての農業委員会で新制度（農地利用最適化推進委員の委嘱や農業委員の選出方法の変更等を実施した農業委員会をいう。）への移行が完了し、農地利用最適化の推進役となる農地利用最適化推進委員の人数は17,840人となった。（平成29年10月時点：13,465名 → 平成30年10月時点：17,840名 ※全国農業委員会ネットワーク機構調べ。以下同じ。）

	<ul style="list-style-type: none"> ・新制度に移行した農業委員会における委員の選任については指導等の結果、平成 30 年 10 月末時点で、全体の農業委員 23,277 名のうち、女性の農業委員は 2,758 名で、女性を任命している農業委員会は 83.3% (平成 29 年 10 月時点 82.3%)、50 歳未満の農業委員は 1,909 名で、50 歳未満の者を任命している農業委員会は 62.8% (平成 29 年 10 月時点 62.4%) と改善されるなど、女性の委員の任命と若返りが進展。 ・農地利用最適化交付金に関して、成果実績に応じた委員報酬の上げのための条例は平成 30 年 12 月末時点で、整備済み又は整備予定の市町村が 69.3%に達した (平成 30 年 3 月時点 66.8% ※農林水産省調べ)。 ・農地利用最適化推進委員の現場活動を促進するため、各都道府県へのヒアリングや、農業委員会への直接訪問による指導・助言及び全国農業委員会ネットワーク機構が各都道府県農業委員会ネットワーク機構や農業委員会に対して行う研修等における施策の周知を通じて、農地中間管理機構との連携、人・農地プランの話合いへの参加など最適化推進に向けた体制整備を促進。 ・また、推進委員の農地等利用の最適化活動に係る表彰 (平成 30 年度 3 名表彰) を実施し、推進委員の活動強化を支援。
<p>今後の施策の展開方向</p>	<p>【農協改革について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農協改革集中推進期間の終了後も、自己改革の実施状況を把握した上で、引き続き自己改革の取組を促す。 ・公認会計士監査制度への円滑な移行及び准組合員の事業利用に関する規制の在り方について検討に資するため、令和元年度も調査を実施する。 ・全農の年次計画の進捗状況について、定期的なフォローアップを行う。 <p>【農業委員会改革について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農地中間管理事業法の施行後 5 年見直しにおいて、農業委員会の役割として、人・農地プランの作成に向けた地域の話合いのコーディネーター役を担うことを明確化し、また予算面においても、令和元年度予算から、 <ul style="list-style-type: none"> ①農地利用最適化交付金については、人・農地プランに記載された利用権設定予定の面積も含めて評価した上で交付する仕組みに改善、 ②農業委員会事務局の業務に必要な経費として農地利用の意向調査の経費をアルバイトの活用も含め支援 <p>することとしたことを踏まえ、コーディネーターとしての役割が果たされるよう全国農業委員会ネットワーク機構等と連携して働きかけを行い、農業委員会の取組を推進する。</p>
<p>府省庁名</p>	<p>農林水産省、内閣府 (規制)</p>

政策の展開方向	6. 更なる農業の競争力強化のための改革
展開する施策	①生産者の所得向上につながる生産資材価格形成の仕組みの見直し
関連する目標	—
目標の進捗状況	—
施策の実施状況	<p>【生産資材価格の引下げ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農業競争力強化プログラムに盛り込まれた施策の着実な実行を図るための農業競争力強化支援法が平成29年8月1日に施行。また、農業現場のニーズを的確に踏まえた農業機械の開発に向けた農業機械化促進法を廃止する等の法律や、民間ノウハウも活用した稲、麦、大豆の種子の供給体制を構築するための主要農作物種子法を廃止する法律が平成30年4月1日に施行。 ・農業競争力強化支援法に基づき、良質かつ低廉な農業資材を供給する観点から、農業資材業界の再編・参入の促進（事業再編計画認定件数：4件（肥料：1、飼料：3件）、事業参入計画認定件数：1件（農業機械）（平成31年3月末時点））や各種法規制等の見直し、農業資材の取引条件等の「見える化」等を推進。 ・また、国内外の農業資材の供給に関する調査を実施。生産現場において農業資材調達方法の検討に資するよう、その結果を平成30年8月に公表。 ・第196回通常国会において、農薬の安全性の一層の向上、規制の合理化、国際的な標準との調和を進めるための「農薬取締法の一部を改正する法律」が成立（平成30年12月1日一部施行）。 ・肥料の制度見直しを進めるため、「肥料取締制度に係る意見交換会」を平成30年11月から平成31年1月にかけて実施。 <p>【全農の生産資材の買い方】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成29年3月、全農が年次計画やそれに含まれる数値目標を公表し、平成31年3月、その進捗状況を公表。平成30年度の主な進捗は、以下のとおり。 ①肥料：高度化成肥料等の銘柄を大幅に絞り込むとともに、予約数量を積み上げて競争入札を導入したことにより、おおむね1割から3割の価格引下げを実現（平成29年12月から販売開始）。 ②農薬：担い手直送規格の取扱いを強化し、2～3割の価格引下げを実現。 ③農業機械：担い手農業者の意見を聴いた上で、大型トラクターの機能を絞り込むとともに、受注数量を積み上げて競争入札を導入したことにより、おおむね2割から3割の価格引下げを実現（平成30年10月から販売開始）。
今後の施策の展開方向	<p>【生産資材価格の引下げ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農業競争力強化プログラム及び農業競争力強化支援法に基づき、引き続き生産資材の価格引下げに向けた取組を進めるとともに、農業競争力強化支援法の対象業種の見直しを行い、生産資材業界の再編・参入の取組を強化。 ・引き続き、国内外の資材価格の供給に関する調査を実施。 ・改正された農薬取締法に基づき、農薬の再評価を着実に実施するとともに、安全性に関する登録審査の充実を推進。 ・肥料取締制度に係る意見交換会で提案された課題や見直しの方向性を踏まえ、肥料の品質及び安全を確保しつつ、低コストな肥料の供

	<p>給が進むよう、法制度の見直しも含め、検討を実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・また、飼料についても、安全性の一層の向上と規制の合理化を進める観点から見直しを実施。 ・輸出戦略上重要な種苗の海外流出の防止と新品種の開発を促進する観点から、種苗の流通を含めた適切な利用管理を進めるための方策や、品種登録制度の充実に向けた検討を実施。 <p>【全農の生産資材の買い方】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全農の年次計画の進捗状況について、定期的にフォローアップを実施。
府省庁名	農林水産省、内閣府（規制）、公正取引委員会、経済産業省

政策の展開方向	6. 更なる農業の競争力強化のための改革
展開する施策	②生産者が有利な条件で安定取引を行うことができる流通・加工の業界構造の確立
関連する目標	—
目標の進捗状況	—
施策の実施状況	<p>【生産者が安定取引を行うことができる流通・加工構造の確立】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農業競争力強化プログラムに盛り込まれた施策の着実な実行を図るための農業競争力強化支援法が平成 29 年 8 月 1 日に施行。 ・同法に基づき、農産物流通等の合理化を図る観点から、流通・加工業界の再編を促進（13 件の事業再編計画を認定（平成 31 年 4 月末時点））。 ・生産者が多様な流通業者の取引条件等を比較し、有利な販売先を選択できる流通「見える化」サイトの活用方法等を周知し、生産者、流通業者等のサイトへの登録を促進。 ・農産品物流対策関係省庁連絡会議における中間取りまとめ（平成 29 年 3 月）や「農産物の一貫パレチゼーションの実現方策について」（平成 30 年 3 月）に基づき、農産品物流の改善に向けて、一貫パレチゼーションのモデル構築のための実証事業等を実施するなど、関係省庁及び業界と連携した取組を促進。 ・第 196 回通常国会において、「卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律案」が成立（平成 30 年 10 月に食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律が施行）。 ・改正された「特定農林水産物等の名称の保護に関する法律」（平成 31 年 2 月施行）に基づき、広告等における G I 使用の規制、G I 産品と誤認させるおそれのある表示の規制等、地理的表示の保護を強化。 <p>【全農の農産物の売り方】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 29 年 3 月、全農が年次計画やそれに含まれる数値目標を公表し、平成 31 年 3 月、その進捗状況を公表。平成 30 年度の主な進捗は、以下のとおり。 ①米穀：直接販売計画 125 万トン、買取販売計画 50 万トン達成の見込み。 ②園芸：直接販売計画 3,300 億円、買取販売計画 2,410 億円をほぼ達成する見込み。 ③輸出：全体で 113 億円（平成 30 年 4 月～12 月実績。対計画比 55 %）
今後の施策の展開方向	<p>【生産者が安定取引を行うことができる流通・加工構造の確立】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農業競争力強化プログラム及び農業競争力強化支援法に基づき、引き続き、流通・加工業界の再編を進めるとともに、生産者が安定取引を行うことができる流通・加工構造の確立に向けた施策を着実に実行。 ・流通「見える化」サイトの登録者数を増加させるとともに、登録者アンケートによる活用状況や改善要望等を踏まえた機能の改善を実施。 ・関係省庁や業界と連携し、一貫パレチゼーションのモデル構築のための実証事業等を実施。 ・卸売市場を含む食品流通の合理化及び生鮮食料品等の公正な取引環境の確保を進めるとともに、令和 2 年 6 月の改正卸売市場法施行に

	<p>向け、卸売市場における取引ルール等の議論を促進。</p> <p>【全農の農産物の売り方】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全農の年次計画の進捗状況について、定期的なフォローアップを行う。
府省庁名	農林水産省、内閣府、公正取引委員会、経済産業省、国土交通省

政策の展開方向	6. 更なる農業の競争力強化のための改革
展開する施策	③農政新時代に必要な人材力を強化するシステムの整備
関連する目標	—
目標の進捗状況	—
施策の実施状況	<p>【農業教育システム】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農業教育における生産管理技術等の高度化を図るため、農業高校、農業大学のGAP教育を推進（平成30年度末時点：45農業高校、15農業大学が認証取得）。 <p>【農業経営塾】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成30年度は、営農しながら本格的に経営を学ぶ場である「農業経営塾」の取組を拡大し、開講数を増加（平成29年度21県→平成30年度25道府県）するとともに、既開講県では受講者ニーズを踏まえたカリキュラムの見直しにより内容を改良・強化。 <p>【農業人材力強化総合支援事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・次世代を担う農業者の育成・定着を促進するため、「農業次世代人材投資資金」及び「農の雇用事業」において、令和元年度採択分から年齢要件を原則45歳未満から50歳未満に引き上げ、さらに <ol style="list-style-type: none"> ①「農の雇用事業」について、平成30年度採択分から、過去に受け入れた研修生の定着率の要件を引き上げ（1/3→1/2）。令和元年度採択分からは「働き方改革」に取り組むことを要件化。 ②「農業次世代人材投資資金」について、親元就農における農地の所有権移転義務を撤廃し、利用権設定で可とした。また、平成30年度から自ら生計を確保する必要があるなど支援の必要性が高い者を優先的に採択することを、審査の基準として周知。 <p>【農業分野における外国人材の受入れ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「国家戦略特別区域農業支援外国人受入事業」において、平成30年度内に京都府、新潟市、愛知県及び沖縄県の区域計画が認定され、外国人材の受入れを開始。 ・出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律（平成31年4月1日施行）により新たな在留資格である「特定技能」が創設。農業分野も対象業種となる。平成31年3月27日に「農業特定技能協議会」を設置し、今後、優良事例の全国的な周知、地域における人手不足の状況の把握等の必要な対応を実施。 <p>【サポート技術・人材力の強化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成29年5月に、土づくり専門家リストを農林水産省HPに掲載し、平成30年3月末までの掲載者数は824名。また、土づくり専門家の取組事例を4事例公表した。 ・経営体強化プロジェクト「生物性を評価できる土壌分析・診断技術の開発および実証」を平成29年4月に開始（令和元年度まで実施予定）。 ・土づくりに係る基礎的な知識の向上を図ることを目的とし、意欲ある農業者計286名を対象にした土づくりセミナーを平成30年10月～平成31年3月の間に全国9会場で開催。 ・土壌データの収集・蓄積・利用を通じて持続可能な農業生産の実現を目指す「土づくりコンソーシアム」を設立。平成31年4月まで

	<p>の参画県は27県。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・普及指導員等に対する研修において、園芸分野に特化したICT等の活用に関する研修を開催。加えて、ICT等の活用に関する講義をキャリアステージに応じて年間5回開催実施。 ・農業者、民間企業、普及指導員等が参加するスマート農業推進フォーラム（平成30年6月）を開催し、生産現場におけるICT導入事例や民間企業等による最新技術の展示発表を実施。 ・農業ICT導入による経営改善事例を評価・分析し、広く情報発信することで、担い手や普及指導員等の農業ICTに関する理解を促進（平成30年度は5県にてセミナーを開催）。 <p>【生産現場のニーズに即した研究開発】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農業競争力強化プログラムに基づき、農林水産省では現場実証型の技術開発を推進。 ・これを受け、平成30年度予算から「現場ニーズ対応型研究」を設定し、省内各局庁の総力を結集して現場ニーズの把握から研究課題化、課題管理、研究成果の社会実装までを一気通貫して行う体制を整備。 ・令和元年度当初予算においては、全国の担い手・農林漁業者等を直接訪問し、現場ニーズを収集することで、6課題の研究課題を設定。 ・熟練農業者のノウハウの「見える化」について、平成28年度補正予算で実施した事業によりイチゴ、ブドウ等10品目以上で学習システムを整備し、24府県に展開。また、講演やイベント等の機会を活用して情報発信を実施。
<p>今後の施策の展開方向</p>	<p>【農業教育システム】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農業大学校の実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関（専門職大学）への転換を推進。 ・農林水産高校における現場実習の充実等に向けた地域農林漁業者との連携など、平成29年5月発出の文部科学省・農林水産省連名通知（農林水産業を学ぶ高校生の就農・就業に向けた人材育成の方向）の趣旨を徹底するとともに、経営感覚の醸成を図る学習を充実した新しい高等学校学習指導要領（平成30年3月告示）の趣旨の周知・徹底、先進的で卓越した取組や地域との協働を推進する学校を指定して行う実践研究を推進。 ・全国の農業大学校でのスマート農業のカリキュラム化を推進。 <p>【農業経営塾】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新規開講や既開講県における事業内容の改良・強化を推進。 <p>【農業人材力強化総合支援事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、次世代を担う農業者の育成を推進。 <p>【農業分野における外国人材の受入れ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定技能制度について、令和元年度上期中に地域ブロック単位でも農業地域協議会を設置し、有用な情報の共有等を行う予定。また、（一社）全国農業会議所において、海外（中国・ベトナム・フィリピン等）及び国内（実施場所未定）にて、令和元年10月以降に技能測定試験を実施すべく準備中。

	<ul style="list-style-type: none"> ・「国家戦略特別区域農業支援外国人受入事業」では、引き続き、令和元年度内に外国人材の受入れを継続するが、今後、同事業は特定技能制度に段階的に移行する方向で検討。 <p>【サポート技術・人材力の強化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土づくり専門家リスト及び土づくり専門家の取組事例について、さらに充実させる。 ・土壌の生物性評価を含めた新たな土づくり技術の開発を支援し、令和元年度中のマニュアル策定に向けた検討を実施。 ・土づくりコンソーシアムにより、科学的なデータに基づく土づくりの導入とその効果的な普及を推進。 ・普及指導員等に対する研修において、畜産分野に特化したICT等の活用に関する研修を開催予定。加えて、キャリアステージ等に応じて、ICT等の活用に関する講義を年間10回実施予定。 ・農業ICTの経営改善効果を評価・分析し、セミナー等において広く情報発信することで、担い手の農業ICT導入を推進。 <p>【生産現場等のニーズに即した研究開発】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、技術開発に関する現場ニーズを把握する活動を実施し、研究課題化につなげるなど現場実証型の技術開発を推進。 ・熟練農業者のノウハウの「見える化」事業で構築した学習システム等について、Webサイト等で情報発信を行い、現場への普及を推進。
府省庁名	農林水産省、内閣府（規制）、文部科学省、厚生労働省、法務省

政策の展開方向	6. 更なる農業の競争力強化のための改革
展開する施策	④戦略的輸出体制の整備
関連する目標	—
目標の進捗状況	—
施策の実施状況	<p>【ハード】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農林水産物輸出インフラ整備プログラムを踏まえ、検疫・食品規制等への対応、品質や鮮度保持への対応、積替えや再梱包の手間・コストの削減といった機能を重視し、施設整備等を実施。平成28～30年度補正予算を活用し、これまでに、23か所が稼働、また、9施設が一部稼働（令和元年5月末時点）。 <p>【ソフト】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成30年1月から日本食品海外プロモーションセンター（JFOODO）において、7つのテーマ（和牛、水産物（ハマチ（ブリ）、ホタテ、タイ）、日本茶、日本酒等）について戦略的プロモーションを実施。 ・原発事故に伴う輸入規制については、平成30年度には、ブラジルやオマーン等4か国・地域が規制を撤廃したほか、アラブ首長国連邦や香港、中国、ロシアが規制を緩和。 ・動植物検疫については、豪州及びアルゼンチン向け牛肉並びに米国及び韓国向け殻付き卵の輸出解禁、EU向け乳、乳製品の輸出解禁、カナダ向けりんごの臭化メチルクン蒸等に代わる検疫措置の追加及びタイ向けかんきつ類の輸出生産地域の追加など、平成30年度中に12か国13件の輸出の条件緩和・解禁。 ・農林物資の規格化等に関する法律を改正し（平成30年4月1日施行。JAS法）、JASの対象を、生産方法、サービス、試験方法等にも拡大。平成31年3月末までに11規格を新規制定。 ・日本発の食品安全管理規格（JFS）のうち、国際的に通用するJFS-C規格・認証スキーム（カテゴリEIV）が平成30年10月、GFSI（世界食品安全イニシアチブ）の承認を取得。また、モデル実証事業により、得られた知見をシンポジウム等で発信し、普及の推進を支援。 ・タイ向け青果物の選別及び梱包施設に係るJFS規格及びガイドラインの策定を支援。 ・GAPの実施及び認証取得の拡大に向けて、GAP取組・認証拡大推進交付金等により、指導員等の育成、指導活動の推進、認証取得の補助等の取組の支援を実施。 ・我が国発のGAP認証の国際規格化に向けて、ASIA GAPのGFSI承認等の取組を官民連携して支援し、平成30年10月にGFSI承認を取得。併せて、ASEAN事務局に調整員を派遣し、アジアにおける認知度向上の取組を実施。 ・タイ、ベトナムと地理的表示（GI）分野での協力について合意。 ・日EU・EPAにおいて、GIを相互に高いレベルで保護するとされたことを踏まえ、「特定農林水産物等の名称の保護に関する法律」を改正するとともに、その発効の日である平成31年2月1日からEU側GI71製品、日本側GI48製品を相互保護。 ・令和元年5月現在、79製品をGIとして登録。 ・GI登録名称等の海外における不正使用に対する調査・監視に加え、平成30年度より侵害対策や外国へのGI登録申請について支

	<p>援。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・海外において日本品種を保護するため、品種登録経費の支援や海外出願説明会・相談会を実施。
今後の施策の展開方向	<p>【ハード】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、輸出に関わる施設整備を推進。 <p>【ソフト】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・輸出先国の食品安全等の規制への迅速な対応が重要であることから、関係省庁で連携して、海外の規制に対する国内における対応を進めるとともに、相手国との協議を実施。 ・JFOODOにおいて、ターゲットを明確にした戦略的な日本産品のマーケティングを継続・強化。 ・GIの海外との相互保護に向けた取組を推進。 ・GI登録申請を支援、GI制度を普及。 ・海外での品種登録に関する支援に加え、平成30年度より海外における権利侵害への対応について支援。 ・日本発の食品安全管理規格（JFS）の拡大したセクター（フードサービス、保管及び輸送サービスの提供）について、研修制度等の運用を支援。また、GFSI承認のセクターの拡大を支援し、さらに、ASEAN事務局を通じた、ODA事業による海外での人材育成を支援。 ・我が国の強みのアピールにつながるJASの制定と国際化を推進。 ・食品が輸出される際の自治体等による衛生証明書の発行を推進。 ・HACCPに沿った衛生管理の制度化に対応し、HACCP手引書の作成やHACCPの普及に資する研修会の開催等の支援を実施。 ・我が国発のGAP認証の国際規格化については、GFSI承認を取得したASIA GAPが、アジアで主流の仕組み（デファクトスタンダード）となるよう、ASEAN事務局に派遣した調整員によるアジアにおける日本発GAP認証の認知度向上の取組を継続。併せて、民間団体によるASEAN諸国で開催する日本産認証取得農産物の輸出のための商談会等の取組の支援を実施。 ・GAP取組・認証拡大推進交付金等により、指導員等の育成、指導活動の推進、認証取得の補助等の取組の支援を継続して実施。
府省庁名	農林水産省、財務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省、外務省

政策の展開方向	6. 更なる農業の競争力強化のための改革
展開する施策	⑤全ての加工食品への原料原産地表示の導入
関連する目標	—
目標の進捗状況	—
施策の実施状況	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者庁と農林水産省は共同で、平成28年1月以降「加工食品の原料原産地表示制度に関する検討会」を開催し、同年11月、中間取りまとめを公表。具体的には、全ての加工食品を対象に原料原産地表示を導入することとし、製品に占める重量割合上位1位の原材料について、国別重量順表示を原則としつつ、実行可能な表示方法の仕組みを整備。 ・平成29年9月1日に加工食品の原料原産地表示制度に係る食品表示基準（内閣府令）を改正（令和4年3月末までの経過措置期間を措置）。 ・食品事業者が円滑に新制度に対応できるよう相談窓口を設置するとともに、食品関連事業者にとって取り組みやすいマニュアルを作成、公表し、全国各地でセミナーを開催。
今後の施策の展開方向	<ul style="list-style-type: none"> ・新制度の普及啓発資料の作成・配布をはじめとして、全国説明会の開催、政府広報の実施など、引き続き積極的に制度について消費者や事業者等への普及啓発を実施。
府省庁名	農林水産省、消費者庁

政策の展開方向	6. 更なる農業の競争力強化のための改革
展開する施策	⑥チェックオフ導入の検討
関連する目標	—
目標の進捗状況	—
施策の実施状況	・平成29年3月以降、養豚業界で立ち上げられた推進母体（養豚チェックオフ協議会）におけるスキーム等の検討が円滑に進められるよう、助言や情報提供を実施。
今後の施策の展開方向	・養豚チェックオフ協議会における関係者間の検討が円滑に進められるよう、引き続き、助言や情報提供等を実施。
府省庁名	農林水産省

政策の展開方向	6. 更なる農業の競争力強化のための改革
展開する施策	⑦収入保険制度の導入
関連する目標	—
目標の進捗状況	—
施策の実施状況	<ul style="list-style-type: none"> ・平成30年4月に、農業災害補償法の一部を改正する法律が施行。また、同法について、平成29年6月の法案成立後、都道府県、地域段階での説明会や青色申告相談会を順次実施。 ・平成30年4月に、収入保険の実施主体である全国農業共済組合連合会（全国連合会）が設立。 ・全国連合会等と連携し、農業者に対する加入推進を実施し、平成31年1月から、収入保険の運用を開始。
今後の施策の展開方向	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、全国連合会等と連携し、農業者に対する加入推進の取組を実施。
府省庁名	農林水産省

政策の展開方向	6. 更なる農業の競争力強化のための改革
展開する施策	⑧真に必要な基盤整備を円滑に行うための土地改良制度の見直し
関連する目標	—
目標の進捗状況	—
施策の実施状況	<ul style="list-style-type: none"> ・改正された土地改良法（平成29年9月25日施行）に基づき、農地中間管理機構が借り入れた農地について農業者の申請・同意・負担を求めない基盤整備事業や、土地改良施設の突発事故に対して農業者の申請・負担を求めず迅速な対応が可能となる事業を実施。 ・土地改良区の業務運営の適正化を図るための「土地改良法の一部を改正する法律」が平成31年4月1日に施行。また、同法について、平成30年6月の法案成立後、同年11月にかけて地域ブロック別、都道府県別に地方公共団体、土地改良区等向けの説明会を実施。
今後の施策の展開方向	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、改正された土地改良法（平成29年9月25日施行）に基づく事業の実施により、農用地の利用集積及び防災・減災対策を推進。 ・また、改正された土地改良法（平成31年4月1日施行）に基づき、土地改良区の業務運営の適正化を推進。
府省庁名	農林水産省

政策の展開方向	6. 更なる農業の競争力強化のための改革
展開する施策	⑨農村地域における農業者の就業構造改善の仕組み
関連する目標	—
目標の進捗状況	—
施策の実施状況	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農村地域への導入を促進する産業の全業種への拡大等を行うため、平成 29 年度に改正した「農村地域への産業の導入の促進等に関する法律」に基づき、12 道県で基本計画を関係省庁同意の下に変更（平成 31 年 3 月末時点）。 ・ 各種支援施策の積極的な活用を図るため、地方農政局等に相談窓口を設置し、事業者・自治体等に対する周知・相談対応を実施。
今後の施策の展開方向	<ul style="list-style-type: none"> ・ 都道府県に基本計画の策定を、市町村に実施計画の策定をそれぞれ促し、農村地域の雇用創出を推進。また、各種支援施策の積極的な活用が図られるよう、引き続き周知。
府省庁名	農林水産省、内閣府（地創）、経済産業省

政策の展開方向	6. 更なる農業の競争力強化のための改革
展開する施策	⑩飼料用米を推進するための取組
関連する目標	—
目標の進捗状況	—
施策の実施状況	<p>【飼料用米の生産コスト低減】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水田活用の直接支払交付金等により、飼料用米の多収品種の導入等を支援（多収品種の導入割合 2014 年産：39%→2018 年産：56%）。 ・多収栽培や作業の合理化など現場で取組可能な飼料用米の生産コスト低減策を取りまとめた「飼料用米生産コスト低減マニュアル」を毎年更新し、地域の研修会等を通じて周知。 ・また、飼料用米生産農家の生産水準向上を推進するため、2016 年度から「飼料用米多収日本一」表彰を開催し、生産技術の面から、先進的で他の模範となる経営体の成果を広く紹介。 <p>【飼料用米を活用した畜産物の高付加価値化を図る取組の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2016 年度から、米活用畜産物等ブランド化推進事業により、飼料用米を活用した畜産物の全国統一的なロゴマークの普及によるPRや地域ごとのブランド化のための取組を支援し、飼料用米を活用した畜産物の高付加価値化を推進。 ・また、飼料用米を活用した畜産物のブランド化の取組を全国に広げるため、2017 年度から「飼料用米活用畜産物ブランド日本一コンテスト」表彰の開催を支援。
今後の施策の展開方向	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、多収品種の導入、多収を実現する低コスト栽培技術の普及、先進的な経営体の取組紹介等により、生産コストの低減を推進。 ・また、米活用畜産物等ブランド化推進事業等により、飼料用米を活用した畜産物の高付加価値化を推進し、飼料用米の販売価格も向上。 ・これらにより、財政負担の抑制の観点も含め飼料用米生産の持続可能性の確保につながる理想的なサイクルを実現。
府省庁名	農林水産省

政策の展開方向	6. 更なる農業の競争力強化のための改革
展開する施策	⑪肉用牛・酪農の生産基盤の強化策 ⑫配合飼料価格安定制度の安定運営のための施策
関連する目標	-
目標の進捗状況	-
施策の実施状況	<p><u>⑪肉用牛・酪農の生産基盤の強化策</u></p> <p>【肉用牛の生産基盤の強化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（畜産クラスター事業）に「肉用牛・酪農重点化枠」を設けるなど、キャトルステーションの整備等を通じて生産工程の一部外部化や生産規模拡大等を支援。全国 504 地区（平成 30 年 12 月時点）で肉用牛を対象にした畜産クラスターの取組を実施。 ・畜産・酪農生産力強化対策事業により、畜産クラスター計画に基づく酪農家への和牛受精卵移植の支援や、ICT等を活用した飼養管理の高度化を支援。同事業において、和牛受精卵約 3.7 万個（平成 30 年度実績）を導入。 ・畜産・酪農生産力強化対策事業を措置するとともに、新たに繁殖肥育一貫経営等育成支援事業（平成 30 年度当初予算）を措置し、肉用牛繁殖肥育一貫経営の取組や地域内一貫生産の推進を支援。21 経営体において、繁殖用交雑種雌牛 305 頭の導入、繁殖用交雑種雌牛 921 頭への和牛受精卵移植の一貫経営の取組を推進。 <p>【酪農の生産基盤の強化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・畜産クラスター事業に「肉用牛・酪農重点化枠」を設けるなど、TMRセンターの整備や搾乳ロボットの導入等を通じて生産工程の一部外部化や生産規模拡大等を支援。全国 422 地区（平成 30 年 12 月時点）で酪農を対象にした畜産クラスターの取組を実施。 ・畜産・酪農生産力強化対策事業により、畜産クラスター計画に基づく酪農家への性判別精液・受精卵の支援及びICT等を活用した飼養管理の高度化を支援。同事業において、性判別精液約 10.6 万本（平成 30 年度実績）を導入。 ・畜産・酪農生産力強化対策事業を措置するとともに、酪農労働力省力化推進施設等緊急整備対策事業（令和元年度ALIC事業）において、新たに乳用後継牛預託施設の機器整備等を支援することとし、育成牛の受入体制の強化を図る取組を推進。 ・強い農業づくり交付金のうち、集送乳合理化等推進整備事業により、クーラーステーションの再編整備による集送乳の合理化を支援。 <p>【自給飼料の増産】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・飼料生産基盤利活用促進緊急対策事業により、国産飼料の広域流通体制、公共牧場の活用拡大、日本型放牧の取組を支援。全国 30 地区（平成 31 年 4 月時点）で取組を実施。 <p><u>⑫配合飼料価格安定制度の安定運営のための施策</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・通常補填基金の借入金約 298 億円の令和元年度分の返済については、平成 30 年度末の通常補填基金残高等を踏まえ今後返済予定。引き続き、補填財源の確保及び借入金の計画的な返済を促し、制度の安定的な運営を推進。 ・併せて、輸入飼料に過度に依存しない畜産経営の安定を図るため、

<p>今後の施策の展開方向</p>	<p>自給飼料の増産対策を推進。</p>
	<p>①肉用牛・酪農の生産基盤の強化策</p> <p>【肉用牛の生産基盤の強化】</p> <p>繁殖雌牛の増頭や繁殖・肥育一貫経営の推進等を通じた生産性の向上により、肉用牛の安定供給を確保するため、以下の取組を推進。また、畜産クラスターの構築等により、効果的に地域の収益性を向上。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域的な規模拡大の推進・分業体制の構築 <p>キャトルステーション（子牛育成受託施設）の活用等生産工程の一部外部化等による地域内分業体制を構築するとともに労働負担の軽減と生産性の向上を図り、中小家族経営を含めた地域全体での肉用子牛の生産規模拡大を推進。</p> ・受精卵移植技術の活用拡大 <p>乳用後継牛の確保に配慮しつつ、交雑種雌牛の一産取り肥育（交雑種雌牛の肥育前に和牛受精卵を移植）や乳用牛への受精卵移植技術の活用を進めることにより、和子牛生産の拡大を推進。</p> ・ICT（情報通信技術）の活用等による省力化の推進 <p>ICTを活用した発情発見装置や分娩監視装置、哺乳ロボット等の活用により分娩時の監視等の労働負担の軽減と生産性の向上を図り、生産規模拡大を推進する。また、放牧や繁殖と肥育の一貫経営への移行により、コスト削減と生産性の向上を図り、生産規模拡大を推進。</p> <p>【酪農の生産基盤の強化】</p> <p>乳用後継牛の確保や生産性の向上により牛乳乳製品の安定供給を確保するため、以下の取組を推進。また、畜産クラスターの構築等により、効果的に地域の収益性を向上。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・乳用後継牛の確保・育成の推進 <p>性判別技術・公共牧場等を活用した自家生産の取組や預託育成体制の構築等により、乳用後継牛の計画的な確保・育成を推進。</p> ・分業体制の構築・省力化の推進 <p>コントラクターやTMRセンターの活用等生産工程の一部外部化による地域内分業体制を構築するとともに、搾乳ロボットの導入、ミルクングパーラーの整備等により過重な労働負担の軽減を図る取組を実施。また、複数の農家が協業化法人を設立し、作業の効率化により生産規模拡大等を図る取組を推進。</p> ・飼養管理の適正化 <p>畜産技術者等の関係者で生産関連データを共有しながら、衛生管理、暑熱対策など、適切な飼養管理方法の普及・定着を図り、乳用牛の能力を最大限発揮。</p> ・流通の効率化 <p>中間コスト、物流コストの削減等生乳流通の効率化により、酪農家の所得向上を図る取組を実施。</p> <p>【自給飼料の増産】</p> <p>経営コストの4～5割程度を占める飼料費の低減が必要不可欠であり、都府県酪農における良質な粗飼料生産や乳用後継牛の育成・確保のための体制整備、労働力や飼料費の低減のための放牧の推進等、以下の総合的な国産飼料増産の取組を推進。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・耕畜連携の強化と国産飼料の広域流通体制の構築

	<p>土地条件等の制約等から自給飼料の生産拡大が困難な状況にある地域に向けて、耕畜連携等により生産される国産飼料を供給する広域流通体制の構築を推進。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公共牧場の活用拡大と機能強化 有用な飼料生産基盤であるものの十分に活用が図られていない公共牧場の活用拡大と機能強化を推進。 ・日本型放牧モデルの推進 飼料の生産・給与や家畜排せつ物処理等の省力化が可能であり、生産コストの削減、牛の健康維持や繁殖能力の向上等にもつながる中山間の耕作放棄地等を活用した肉用牛の周年親子放牧や乳用牛の集約放牧等の日本型放牧を推進。 <p>⑫配合飼料価格安定制度の安定運営のための施策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補填財源の確保及び借入金の計画的な返済を促すことにより、引き続き、制度の安定的な運営に努める。 ・併せて、輸入飼料に過度に依存しない畜産経営の確立を図るため、自給飼料の増産対策を推進。
府省庁名	農林水産省

政策の展開方向	6. 更なる農業の競争力強化のための改革
展開する施策	⑬牛乳・乳製品の生産・流通等の改革
関連する目標	—
目標の進捗状況	—
施策の実施状況	<p>【加工原料乳生産者補給金制度の改革】</p> <ul style="list-style-type: none"> 加工原料乳生産者補給金等の交付対象を拡大し、指定を受けた事業者に集送乳調整金を交付する等の措置を講じ、生乳等の需給の安定や酪農経営の安定を図るための「畜産経営の安定に関する法律及び独立行政法人農畜産業振興機構法の一部を改正する法律」が平成30年4月1日に施行。 改正された畜産経営の安定に関する法律に基づき、事業者が生乳等の販売数量、販売価格及び事業の実施に要した経費を生乳生産者へ明らかにするよう義務付け。 <p>【酪農関連産業の構造改革】</p> <ul style="list-style-type: none"> 農業競争力強化支援法の活用について、全国7か所で開催した乳業再編等ブロック会議などにより、都道府県、乳業者に対し周知。平成30年12月に1件、事業再編計画を認定。 平成29年度及び平成30年度補正予算において「加工施設再編等緊急対策事業」により、国内での需要が見込まれる品目への製造ラインの転換を支援し、乳業工場の機能を強化。 <p>【国家貿易の運営方式の改革】</p> <ul style="list-style-type: none"> バターに係る小売店調査や定期的な実需者等との情報交換会等を実施することにより、需給情報を把握するとともに、輸入バターの売渡しについて最終消費までの計画を提出させることにより、流通実態を確認。 <p>【酪農家の「働き方改革」】</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成30年度に措置した酪農経営体生産性向上緊急対策事業において、酪農家587戸が取り組み、代表的な省力化機械として、搾乳ロボット36台、自動給餌機64台を導入。
今後の施策の展開方向	<p>【加工原料乳生産者補給金制度の改革】</p> <ul style="list-style-type: none"> 改正された畜産経営の安定に関する法律に基づき、加工原料乳生産者補給金制度を適切に運用。 <p>【酪農関連産業の構造改革】</p> <ul style="list-style-type: none"> 強い農業・担い手づくり総合支援交付金のうち、乳業再編事業を引き続き活用することなどにより、中小乳業工場の再編の取組等を支援。 農業競争力強化支援法、乳業再編事業等を適切に活用し、事業者の再編の取組を後押しすることにより、酪農関連産業の構造改革に向けた施策を着実に実行。 <p>【国家貿易の運営方式の改革】</p> <ul style="list-style-type: none"> 引き続き適切に実施。 <p>【酪農家の「働き方改革」】</p> <ul style="list-style-type: none"> 酪農ヘルパーやコントラクター・TMRセンターの利用普及等、酪

	<p>農の外部化と併せて、新たに開始する畜産経営体生産性向上対策事業（令和元年度当初予算）及び酪農労働省力化推進施設等緊急整備対策事業（令和元年度ALIC事業）により省力化機械の導入による労働時間削減を進めることとし、酪農家の労働負担軽減・省力化に役立つ機器の導入等を支援。</p>
府省庁名	農林水産省、内閣府（規制）、公正取引委員会

政策の展開方向	7. 人口減少社会における農山漁村の活性化
展開する施策	①農山漁村の人口減少等の社会的変化に対応した地域コミュニティ活性化の推進
関連する目標	関係府省との連携プロジェクトを展開し、2020年までに全国で交流人口を1,300万人まで増加
目標の進捗状況	交流人口 925万人 (H25) →1,027万人 (H26) →1,099万人 (H27) →1,126万人 (H28) →1,187万人 (H29)
施策の実施状況	<p>【①地域の共同活動の支援及び地域全体で担い手を支える体制の拡充・強化による地域コミュニティの活性化の支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域コミュニティによる農地、農業用水、農道等の資源の基礎的な保全活動や質的向上を図る活動を支援（多面的機能支払）。平成29年度は、平成28年度から1万5千ha増の226万6千haに取組面積が拡大。 ・中山間地域等における農業生産条件の不利を補正することにより、農業生産活動の継続的な実施を支援（中山間地域等直接支払）。平成29年度は、平成28年度から2千ha増の66万3千haに取組面積が拡大。 <p>【②生産基盤・生活関連施設の総合的な集約・再編、土地基盤の再編・整序化、基幹集落と周辺集落のネットワークの強化の支援とあわせて地域づくりへの意欲と感覚を有する人材の育成・活用】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農山漁村振興交付金により、農山漁村が持つ豊かな地域資源を活用した観光・福祉・教育等と連携した取組や農山漁村への定住等を推進する取組を総合的に支援。 <p>【③条件不利地域等において農林水産業を中心とし、地域ぐるみの加工・販売等や他産業との連携を広げる】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農山漁村振興交付金（山村活性化対策）により、山村振興法に基づく振興山村において、地域資源を活用した地域内発型の産業振興を通じて所得や雇用の増大を図る取組を支援（平成30年度は99地区を支援）。 <p>【④基幹集落を中心としたネットワーク化を推進し、地域住民が主体的に行う地域資源を活用した地場産業の振興、日用品の買物支援といった日常生活機能や定住環境の確保等の総合的な取組を支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業により、過疎集落等を対象に、基幹集落を中心として複数の集落で構成される集落ネットワーク圏における日常生活支援機能の確保や地域産業の振興を図る取組を支援（平成30年度は18地区を支援）。 <p>【⑤地域活性化の担い手となる人材を確保し、その定住・定着を図る取組としての「地域おこし協力隊」の拡充等を推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「地域おこし協力隊（総務省）」と「田舎で働き隊（農林水産省）」は、「地域おこし協力隊」に名称を統一。募集情報の一元化、合同研修の実施や相互の隊員間の交流促進を行うなど一体的に運用。平成30年度は全国1,061自治体で5,530名の地域おこし協力隊が活動（旧「田舎で働き隊」の隊員数（171名）含む。）。 ・全国サミットの開催、隊員・地方公共団体双方への研修やサポートデスクの充実、地域の受入体制の整備や隊員の起業・事業承継の支

	<p>援等により、地方公共団体の自主的な取組を支援。</p> <p>【⑥「道の駅」における地域経済、福祉、観光、防災、文化等の「地域拠点機能の強化」とそれらの「ネットワーク化」の取組を推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国土交通省は、「道の駅」を経済の好循環を地方に行き渡らせる成長戦略の強力なツールと位置付け、優れた「道の駅」を関係機関と連携して重点支援する取組を実施する、重点「道の駅」制度を平成26年度に創設。創設時に選定した全国モデル「道の駅」6箇所、重点「道の駅」35箇所に加え、平成27年度は重点「道の駅」を38箇所、平成30年度は15箇所選定。また、平成28年度からは、特定テーマを設定し、その観点で他の模範となる先進事例をモデル認定する取組を開始。平成28年度は、“住民サービス部門”6箇所を、平成29年度は“地域交通拠点部門”7箇所を認定。 ・高齢化が進行する中山間地域における人流・物流の確保のため、「道の駅」等を拠点とした自動運転サービスの平成32年度までの社会実装を目指し、平成29年度から実証実験を実施。平成30年度は、ビジネスモデルの構築のため、長期間（1～2ヶ月程度）の実験を全国4箇所で行った。 <p>【⑦「小さな拠点」づくりと「ふるさと集落生活圏」の形成を推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・『「小さな拠点」を核とした「ふるさと集落生活圏」形成推進事業』により、既存施設を活用した施設の再編・集約等による「小さな拠点」の形成を推進。 <p>【⑧地方バス路線、離島航路・航空路等の生活交通の確保・維持を図るとともに、バリアフリー化、地域鉄道の安全性向上に資する設備の整備など快適で安全な公共交通の構築に向けた取組を支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域公共交通活性化再生法による枠組みの下、地方公共団体が中心となり、まちづくりや観光施策と連携し、持続可能な地域公共交通ネットワークを形成する取組を、ノウハウ面等により支援。 ・地域公共交通確保維持改善事業により、地域公共交通活性化再生法等を踏まえ、持続可能な地域公共交通ネットワークの実現に向けた取組を支援。 <p>【⑨地域包括ケアシステムの構築の推進とともに、民間とも協働して家事援助、配食、食材配達など多様な主体による生活支援サービスの充実】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活支援サービスの充実については、地域支援事業の包括的支援事業における社会保障の充実分として、地域に不足する生活支援サービスの創出等の基盤整備を推進。平成30年度から全市町村で実施するとともに、地域支援事業等を活用した地域づくりの取組について、好事例等を整理したパンフレットを作成し、普及を促進。
<p>今後の施策の展開方向</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地域資源を活用した観光・福祉・教育等と連携した取組等を引き続き支援。【②】 ・「過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業（総務省）」、「「小さな拠点」を核とした「ふるさと集落生活圏」形成推進事業（国土交通省）」、「農山漁村振興交付金（農林水産省）」の実施に当たっては、これまでも「まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づき、関係府省間での相談窓口一本化による事業実施地区の調整

	<p>等を行ってきたところであり、事業主体が活動しやすくなるような方策等について、関係府省が連携して、引き続き検討。【②、③、④、⑦】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域再生法に基づく地域再生土地利用計画制度等について、先行事例の整理に加え、全国ベースでの情報収集や具体的なニーズの掘り起こしを通して「小さな拠点」の形成を着実に推進。【②、④、⑦】 ・「地域おこし協力隊」については、平成31年度において、全国サミットの開催、隊員・地方公共団体双方への研修の充実、サポートデスク設置による相談体制の確保等により、地方公共団体の自主的な取組を支援。【⑤】 ・生活支援サービスの充実については、引き続き、地域支援事業の包括的支援事業における社会保障の充実分として、地域に不足する生活支援サービスの創出などの基盤整備を推進。【⑨】
府省庁名	農林水産省、内閣府、総務省、厚生労働省、国土交通省

政策の展開方向	7. 人口減少社会における農山漁村の活性化
展開する施策	②福祉、教育、観光、まちづくりと連携した都市と農山漁村の交流等の推進による魅力ある農山漁村づくり
関連する目標	関係省庁との連携プロジェクトを展開し、2020年までに全国で交流人口を1,300万人まで増加
目標の進捗状況	交流人口 925万人 (H25) →1,027万人 (H26) →1,099万人 (H27) →1,126万人 (H28) →1,187万人 (H29)
施策の実施状況	<ul style="list-style-type: none"> ・農山漁村振興交付金等により、「子ども農山漁村交流プロジェクト」などの連携プロジェクトを実施（主に①～⑤、⑧）。 【①子ども農山漁村交流プロジェクト】 ・子ども農山漁村交流プロジェクトの推進を図るため農山漁村における農林漁業体験・宿泊体験を推進（平成29年度までに全国185地区を支援）。 ・総務省、文部科学省、農林水産省及び環境省が連携し、送り側である学校や受入側である農山漁村の関係者を対象としたセミナー等を開催。 【②「農」と福祉の連携プロジェクト】 ・「農」と福祉の連携プロジェクトの推進を図るため、高齢者や障害者を対象とした福祉農園の開設・整備を促進（平成30年度は全国25地区を支援）。 ・農林水産省及び厚生労働省が連携し、農福連携の全国的な定着を促進するため、農福連携推進フォーラムや、全国9地区でブロックシンポジウムを開催。 【③空き家・廃校活用交流プロジェクト】 ・農山漁村振興交付金（農山漁村活性化整備対策）により、廃校を利用した施設（宿泊体験施設等）の整備を実施（平成30年度は全国3地区を支援）。 【④住民参加の下での交流農園や農林産物直売所等の整備を推進】 ・農山漁村振興交付金（農山漁村活性化整備対策）により、交流農園や農林産物直売所等の交流施設を整備（平成30年度は全国31地区を支援）。 【⑤農観連携の推進協定に基づき、農山漁村の魅力と観光需要を結びつける取組を推進】 ・農泊を推進している地域であって、多様な地域の食やそれを支える農林水産業、伝統文化、景観等の魅力で、訪日外国人を誘客する地域を農林水産大臣が認定（28年度5地域、29年度10地域、30年度6地域）し、「SAVOR JAPAN（農泊 食文化海外発信地域）」というブランドとして農山漁村の魅力在海外に一体的に発信する取組を推進。 ・訪日外国人旅行者の受入れに向け、VISIT JAPAN トラベル&MICE マーケット2018（主催：日本政府観光局）の一環で行われた海外の旅行会社による視察旅行のコースに農泊地域を組み込み、地域の魅力をアピール。 【⑥地域の資源を活用した「売れる」旅行商品の開発、継続して観光

	<p>地域づくりに取り組む地域の担い手の育成、自立的経営への誘導により、農山漁村における観光地域づくりをビジネスにつなげる取組を支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広域周遊観光促進のための観光地域支援事業により、農山漁村の資源を活用した旅行商品開発等の取組を支援（平成30年度は、例えば山梨県北杜市において、農園での収穫体験等の旅行商品造成を支援）。 <p>【⑦観光圏の整備等を通じ、観光客が農山漁村等を回遊し、地域の住民と観光客との交流を促進する滞在交流型観光を実現】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広域周遊観光促進のための観光地域支援事業等において、観光客の来訪・滞在促進を図る取組に対して支援（例えば、新潟県・群馬県・長野県からなる雪国観光圏においては、雪国ならではの食文化を活かしたガストロノミーツーリズムを推進しており、平成30年度においては、ジビエをテーマとした滞在型プランの造成を支援）。 <p>【⑧訪日外国人旅行者の受入れも含めたグリーン・ツーリズムを推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農山漁村振興交付金により、グリーン・ツーリズムの取組を支援（平成30年度は全国47地区を支援）。 ・訪日外国人旅行者の受入れに向け、VISIT JAPAN トラベル&MICE マーケット2018（主催：日本政府観光局）の一環で行われた海外の旅行会社による視察旅行のコースに農泊地域を組み込み、地域の魅力をアピール。 <p>【⑨地域のエコツーリズムの取組を支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・エコツーリズムを通じた地域の魅力向上として、エコツーリズムに取り組む地域の推進体制の整備、人材育成等を支援するエコツーリズム地域活性化支援事業を実施。 <p>【⑩国家戦略特区を活用し、農家レストランを農用地区域内に設置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国家戦略特区の特例は、東京圏（神奈川県1件）、関西圏（兵庫県3件。他1件設置予定）、新潟県新潟市（3件。他1件設置予定）、沖縄県（1件設置予定）、愛知県（3件）、兵庫県養父市（1件設置予定）で活用。
<p>今後の施策の展開方向</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・農福連携について、以下の取組を進め、全国的な推進を図る。【②】 ①戦略的プロモーションの実施等による認知度の向上 ②農福連携に取り組む農業経営の発展や障害者等の就労に資する環境整備 ③産業界や消費者等を巻き込んだ国民的運動による取組の輪の拡大 ・歴史的資源を活用した観光まちづくりタスクフォース等を通じ、農山漁村を含めた地方に広く存在する古民家等を活用した魅力ある観光まちづくりを推進。【⑤、⑥】 ・農泊地域の食文化を「SAVOR JAPAN」として海外に情報発信していくことで、2020年東京オリンピック・パラリンピック大会に向けて、日本食・食文化の海外発信を強化し、輸出とインバウンド対応を一体的に推進。【⑤】 ・観光圏において、観光庁と農林水産省双方の支援策の活用を検討していく。【⑦】 ・持続的なビジネスとしての「農泊」を推進することにより、農山漁

	<p>村の所得向上を実現し、農山漁村の活性化を図る。【⑧】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今後のエコツーリズムの取組の推進に当たっては、国立公園等における自然観光資源の魅力向上や多様な利用の促進を図るため、エコツーリズム推進体制の整備、人材育成など地域が実施する取組を引き続き支援し、地域の観光振興・活性化に貢献していく。【⑨】
府省庁名	農林水産省、内閣府（規制、地創）、総務省、文部科学省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省、環境省

政策の展開方向	7. 人口減少社会における農山漁村の活性化
展開する施策	③優良事例の横展開・ネットワーク化
関連する目標	関係省庁との連携プロジェクトを展開し、2020年までに全国で交流人口を1,300万人まで増加
目標の進捗状況	交流人口 925万人 (H25) →1,027万人 (H26) →1,099万人 (H27) →1,126万人 (H28) →1,187万人 (H29)
施策の実施状況	<ul style="list-style-type: none"> 平成26年から表彰事業「ディスカバー農山漁村（むら）の宝」として、「強い農林水産業」、「美しく活力ある農山漁村」の実現に向け、農山漁村の有するポテンシャルを引き出すことにより地域の活性化に取り組んでいる優良事例を選定し、全国へ発信することを通じた他地域への横展開を図る取組を実施。 上記の取組に加え、優良事例の横展開の一層の推進及び優良事例地区の知名度向上を図る観点から、特設ホームページを開設し「ディスカバー農山漁村（むら）の宝」選定地区の取組事例の紹介やシンポジウム等のイベント情報を掲載するなど効果的な情報発信を実施。 これまで農林水産省から表彰された地域を中心として、農山漁村の振興に取り組む全国の優良事例（約230団体）の情報を「農山漁村ナビ（平成29年3月公開）」により発信。
今後の施策の展開方向	<ul style="list-style-type: none"> 優良事例の選定に加え、ニュースバリューを高めた情報発信や、選定地区のモチベーション向上等を目的とし、選定後も意欲的に取組を続けている地区を選定し、発表等を行う「サミット」の開催。 選定地区の取組の更なる知名度向上のため、特設ホームページにおいて情報発信を強化。 「農山漁村ナビ」について、デジタル広報を通じた情報発信等により本サイトの周知を図るとともに、新たに地域資源の情報発信や本サイトの機能向上に向けた取組を実施。
府省庁名	農林水産省

政策の展開方向	7. 人口減少社会における農山漁村の活性化
展開する施策	④消費者や住民のニーズを踏まえた都市農業の振興
関連する目標	関係省庁との連携プロジェクトを展開し、2020年までに全国で交流人口を1,300万人まで増加
目標の進捗状況	交流人口 925万人 (H25) →1,027万人 (H26) →1,099万人 (H27) →1,126万人 (H28) →1,187万人 (H29)
施策の実施状況	<ul style="list-style-type: none"> ・都市農地の有効な活用を図るため都市農地の貸借の円滑化に関する法律が平成30年9月1日に施行。また、同法等に基づく都市農地の貸借について相続税納税猶予が継続するよう措置。 ・農山漁村振興交付金（都市農業機能発揮対策）において都市農業の多様な機能の発揮を促進するため、以下の取組を推進。 <ul style="list-style-type: none"> ①農業者、自治体、住民等を対象とした専門家の派遣、講習会・啓発事業の開催等の支援 ②都市住民と共生する農業経営の実現に向けた優良事例の創出 ③近接する宅地等へ配慮した都市農地の周辺環境対策等の施設整備の支援 ④現場から情報発信するための広報活動の支援 ⑤防災協力農地の機能強化に向けた活動の支援 ・都市農業振興基本法（平成27年4月22日施行）に基づき、都市農業振興基本計画を策定（平成28年5月13日閣議決定）。 ・生産緑地地区の面積要件の緩和等を含む都市緑地法等の一部を改正する法律（平成29年6月15日、平成30年4月1日施行）の施行に伴い、社会資本整備総合交付金の市民農園等整備事業における農体験の場となる都市公園等の施設整備及び用地取得に係る支援について、交付対象の面積要件を緩和。
今後の施策の展開方向	<ul style="list-style-type: none"> ・都市農地の貸借の円滑化に関する法律の適切かつ円滑な運用を図りつつ、農林水産省と国土交通省が連携し、生産緑地制度の活用とあいまって、都市農地の保全及び有効活用のための取組を推進。
府省庁名	農林水産省、国土交通省

政策の展開方向	7. 人口減少社会における農山漁村の活性化
展開する施策	⑤歴史的景観、伝統、自然等の保全・活用を契機とした農山漁村活性化
関連する目標	関係府省との連携プロジェクトを展開し、2020年までに全国で交流人口を1,300万人まで増加
目標の進捗状況	交流人口 925万人 (H25) →1,027万人 (H26) →1,099万人 (H27) →1,126万人 (H28) →1,187万人 (H29)
施策の実施状況	<p>【歴史や伝統ある棚田や疏水等の美しい農村景観等を保全・復元・継承】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・棚田を含む中山間地域等における農業生産活動の継続的な実施を支援（中山間地域等直接支払）。平成29年度は、平成28年度から2千ha増の66万3千haに取組面積が拡大。 <p>【美しい村づくりのための土地利用や地域コミュニティの再生について検討】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農山漁村振興交付金（地域活性化対策）により、地域の活動計画策定や農産物の加工・販売施設の運営など農山漁村の維持・活性化に資する取組を支援（平成30年度は全国132地域協議会を支援。）。 <p>【農山村地域における生物多様性の効果的な保全に向け、生物多様性保全上重要な里地里山を明らかにし、地域主体による里地里山保全の取組への支援を検討】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国土レベルでの生物多様性保全上重要な里地里山（以下「重要里地里山」という。）について、環境省ホームページやパンフレット「重要里地里山500」を活用し、都道府県とも連携し、啓発。
今後の施策の展開方向	<ul style="list-style-type: none"> ・棚田の保全と棚田地域の振興を図るため、総合的な支援策を講じる。 ・農山漁村振興交付金（地域活性化対策）により、農山漁村が持つ豊かな自然や「食」を活用した地域の活動計画づくりやそれに基づく取組、地域で生産される農産物の加工・販売施設の運営など地域資源を活用した地域の自立及び発展に資するための実践活動の取組を支援。 ・地域再生法に基づく地域再生土地利用計画制度等について、先行事例の整理に加え、全国ベースでの情報収集や具体的なニーズの掘り起こしを通して「小さな拠点」の形成を着実に推進。 ・重要里地里山については、環境省ホームページ等によりPRを行い、多様な主体による保全活用の実行性を高める取組の促進・拡大、地域における農産物のブランド化や観光資源等への活用を図る。
府省庁名	農林水産省、環境省、内閣府、国土交通省

政策の展開方向	7. 人口減少社会における農山漁村の活性化
展開する施策	⑥持続的なビジネスとしての「農泊」によるインバウンド需要の取り込み
関連する目標	持続的なビジネスとして実施できる農泊地区を 500 地区創出
目標の進捗状況	平成 29～30 年度の農山漁村振興交付金（農泊推進対策）において、352 地区を支援
施策の実施状況	<ul style="list-style-type: none"> 平成 30 年度は、147 地区を採択し、農泊ビジネスの現場実施体制の構築、農林漁業体験プログラム等の開発や古民家の改修等による魅力ある観光コンテンツを磨き上げる取組への支援を行うとともに、優良地域の国内外へのプロモーションを実施。
今後の施策の展開方向	<ul style="list-style-type: none"> 農山漁村の所得向上を実現するため、引き続き、農泊ビジネスの現場実施体制の構築、地域資源を魅力ある観光コンテンツとして磨き上げる取組への支援を行うとともに、関係省庁と連携して、優良地域の国内外へのプロモーションを実施し、「農泊」を推進する。
府省庁名	農林水産省、観光庁

政策の展開方向	7. 人口減少社会における農山漁村の活性化
展開する施策	⑦鳥獣被害対策とジビエ利活用の推進
関連する目標	○関係省庁との連携プロジェクトを展開し、2020年までに全国で交流人口を1,300万人まで増加 ○2018年度にジビエ利用のモデルとなる地区を12か所程度整備し、2019年度にジビエ利用量を倍増
目標の進捗状況	○交流人口925万人(H25)→1,027万人(H26)→1,099万人(H27)→1,126万人(H28)→1,187万人(H29) ○ジビエ利用量1,283トン(H28)→1,629トン(H29)
施策の実施状況	<ul style="list-style-type: none"> ・ニホンジカ、イノシシについて「令和5年度までに個体数を半減する」という当面の政府目標を設定(平成25年12月26日「抜本的な鳥獣捕獲強化対策」)。 ・鳥獣被害防止総合対策交付金により、鳥獣被害防止特措法に基づき市町村が作成した被害防止計画に即した地域ぐるみの取組を支援 ・鳥獣被害対策実施隊の設置促進や体制強化のため、実施隊が中心となって行われる活動への支援を行うとともに、現地説明会の開催やパンフレット・事例集の作成などの普及啓発活動を実施。 (鳥獣被害対策実施隊設置市町村 平成25年10月末現在:745市町村 →平成30年10月末現在:1,190市町村) ・捕獲活動経費の直接支援、都市部等の他地域の人材を活用した取組に対する支援、捕獲技術高度化施設(射撃場)の整備などを支援し、捕獲従事者を育成・確保。また、ICTを用いた捕獲資材などの新技術実証等の取組や捕獲鳥獣をジビエ等として活用するため、処理加工施設の整備や需要拡大のための普及啓発活動等の取組に対する支援を通じ、捕獲対策を強化。 ・「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に基づき、都道府県等が捕獲を行う「指定管理鳥獣捕獲等事業」及び当該事業の実施を促進する交付金事業により、実施計画の策定や捕獲、効果的捕獲の促進等について支援。 ・食用に供される野生鳥獣肉の安全性を確保するため、「野生鳥獣肉の衛生管理に関する指針(ガイドライン)」を策定(平成30年3月29日改正)。 ・ジビエ利用のモデルとなる地区を整備し、ジビエ利用量を令和元年度に倍増させる目標と、これに向けた対応方針を取りまとめ(平成29年5月23日農林水産業・地域の活力創造本部)。同対応方針に基づき、ジビエ利用モデル地区を全国から17地区選定(平成30年3月9日)。 ・国産ジビエ認証制度を平成30年5月に制定し、認証機関として2機関を登録、認証施設として3施設を認証(平成31年4月末時点)。 ・平成30年度に飲食店等でジビエメニューを提供する全国レベルのジビエフェアを開催し、全国延べ1,310店舗が参加。
今後の施策の展開方向	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、鳥獣被害防止特措法により市町村が作成した被害防止計画に基づく地域ぐるみの取組、都道府県等が行う捕獲事業を支援する。 ・また、ジビエの需要開拓や認証制度の普及を図りつつ、モデル地区の取組の横展開を進めるなど安全・安心なジビエの供給体制の整備を推進する。 ・野生鳥獣肉の解体処理を行う食肉処理施設(自動車を含む)の衛生

	<p>状況向上のため、営業許可に係る施設設備の参酌基準及びHACCPに沿った衛生管理の基準について、食品衛生法施行規則を改正し、設ける。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・野生鳥獣肉を取り扱う食肉処理施設へのHACCP導入支援として、関係団体が作成したHACCP導入の手引書を厚生労働省の食品衛生管理に関する技術検討会での議論を経て策定する。 ・今後とも関係省庁が連携して鳥獣被害対策及びジビエ利活用を推進する。
府省庁名	農林水産省、環境省、厚生労働省

政策の展開方向	8. 林業の成長産業化と森林資源の適切な管理
展開する施策	①新たな森林管理システムの構築と木材生産流通構造改革等
関連する目標	○国産材の供給量を2025年までに4,000万m ³ に増加(2009年:1,800万m ³) ○2028年までに、私有人工林に由来する林業・木材産業の付加価値生産額を倍増(2015年:2,500億円)
目標の進捗状況	○国産材の供給量:1,800万m ³ (2009年)→3,000万m ³ (2017年) (※目標:4,000万m ³ (2025年)) ○私有人工林に由来する林業・木材産業の付加価値生産額2,500億円(2015年)→2,900億円(2016年) (※目標:2,500億円を倍増(2028年))
施策の実施状況	<p>【新たな森林管理システム】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村が自ら経営管理を実行できない森林所有者から森林の経営・管理の委託を受け、意欲と能力ある林業経営者に再委託を行い、林業経営の集積・集約化を行うとともに、再委託できない森林及び再委託に至るまでの森林においては、市町村が公的管理を行う新たな森林管理システム(森林経営管理制度)を構築する森林経営管理法(平成30年法律第35号)が平成31年4月に施行。 <p>【木材生産流通構造改革等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成30年度予算としてスマート林業構築推進事業を措置し、森林施業の効率化・省力化や需要に応じた高度な木材生産等を可能にする「スマート林業」を実現するため、リモートセンシングやクラウド等のICTを活用する現場レベルでの実践的取組について、モデル地域として5地域選定し、支援を開始。 ・国有林野の一定の区域において、長期・安定的に樹木を採取できる権利を、国有林野の有する公益的機能の維持増進や地域の産業振興等を条件に、意欲と能力のある林業経営者等に設定できるよう、第198回通常国会に「国有林野の管理経営に関する法律等の一部を改正する法律案」を提出。令和元年6月5日付けで成立。 ・令和元年度予算として生産流通構造改革促進事業を措置しており、川上から川下の事業者が連携するための体制を整備し、効率的なサプライチェーンの構築を促進。
今後の施策の展開方向	<p>【新たな森林管理システム】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和元年度は、林業成長産業化総合対策や森林整備事業において、意欲と能力のある林業経営体に森林の経営・管理を集積・集約化することが見込まれる地域を中心として、路網整備・機械導入を重点的に支援するほか、造林コストの低減に資する主伐・再造林の一貫作業を推進。また、新たな森林管理システム(森林経営管理制度)の円滑な運営に必要な人材育成などにより、市町村等の支援体制を構築。 <p>【木材生産流通構造改革等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・林業の成長産業化に向けた改革の工程表(平成30年4月18日開催の未来投資会議構造改革徹底推進会合「地域経済・インフラ」会合(農林水産業)(第10回)・第15回規制改革推進会議 農林ワーキング・グループ合同会合資料)に基づき、以下の取組を推進。 ①原木生産の集積・拡大(意欲と能力のある林業経営者の育成促進、素材生産業者の出荷ロットの大規模化支援、条件の良い人工

	<p>林等に対する路網整備の重点化、高性能林業機械の導入推進、森林所有者情報や境界情報の一元的な取りまとめ等)</p> <p>②流通全体の効率化（SCM推進フォーラム設立等簡素で効率的なサプライチェーン構築の全国展開、関係者のマッチングを推進するデータベースの活用促進、コーディネーター育成・活動支援等)</p> <p>③加工の生産性向上（製材工場、合板工場等の大規模化・高効率化等の推進支援、加工機械等の開発等)</p> <p>④木材の需要拡大・利用促進（木材利用促進の環境整備に向けたビルダーへの働きかけ、外材や他資材からの代替需要獲得に向けた技術開発、バイオマス利用促進に向けた地域内エコシステムのモデル構築、高付加価値木材製品の輸出拡大等)</p> <p>⑤令和元年度予算として引き続きスマート林業構築推進事業を措置し、森林施業の効率化・省力化や需給マッチングの円滑化に向け、ICT等の先端技術を活用した先進的な取組への支援や、その普及展開を推進。</p> <p>・改正された国有林野の管理経営に関する法律の施行に向けて、政省令、ガイドライン等の整備や制度の周知に取り組むとともに、当面10か所でパイロット的に事業を実施。</p>
府省庁名	農林水産省

政策の展開方向	8. 林業の成長産業化と森林資源の適切な管理
展開する施策	②CLT等の新たな製品・技術の開発・普及のスピードアップ
関連する目標	<p>○国産材の供給量を2025年までに4,000万m³に増加(2009年:1,800万m³)</p> <p>○CLT(直交集成板)について2024年度までに年間50万m³程度の生産体制を構築</p> <p>○2028年までに、私有人工林に由来する林業・木材産業の付加価値生産額を倍増(2015年:2,500億円)</p>
目標の進捗状況	<p>○国産材の供給量:1,800万m³(2009年)→3,000万m³(2017年) (※目標:4,000万m³(2025年))</p> <p>○CLTの生産体制:0万m³(2013年)→8万m³(2018年) (※目標:10万m³(2020年)、50万m³(2024年))</p> <p>○私有人工林に由来する林業・木材産業の付加価値生産額:2,500億円(2015年)→2,900億円(2016年) (※目標:2,500億円を倍増(2028年))</p>
施策の実施状況	<p>【CLT等の普及加速化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・CLT活用促進に関する関係省庁連絡会議を開催(平成30年11月)するとともに、CLTの普及に向けた新たなロードマップに基づき、関係省庁が連携して普及促進の取組を実施。 ・平成30年度に、CLTを活用した建築物の建築、CLT製造施設の整備等に対する支援を実施。 ・平成30年度に、LVLを活用した耐火部材や鉄骨とCLT床の接合部方法等の技術開発を支援。 ・平成30年度に、木造中高層建築の普及に向けて、設計者やゼネコン等を対象とした研修を支援。 <p>【公共建築物の木造化・木質化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「公共建築物等木材利用促進法」に基づく市町村方針が全国の9割を超える市町村で策定(平成25年度末1,384市町村(79%)→平成31年2月末1,582市町村(91%))。 ・公共建築物の木造率(床面積ベース)は、法律が制定された平成22年度着工では8.3%→平成29年度着工では13.4%に向上。特に3階以下の低層の公共建築物では、同期間で17.9%→27.2%に向上。 <p>【地域材等を活用した木造住宅・非住宅建築物の普及】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成30年度に、地域の工務店・製材業者・素材生産業者等が連携して実施する地域材の利用拡大に向けた取組を支援。 ・平成30年度に、低層非住宅の木質化に向けて、一般流通材を用いた設計に係る研修等の取組を支援。 ・民間建築物等における木材利用の促進に向け、木材の需要者である建設事業者、設計事業者や実際にこれら建築物の施主となる企業が一堂に会する懇談会(ウッド・チェンジ・ネットワーク)を立ち上げ、平成31年2月に第1回会合を開催。
今後の施策の展開方向	<p>【CLT等の普及加速化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国産材CLTの地方ブロックバランスを考慮した生産体制の構築、耐火性能の向上に向けた技術開発、実証的建築による施工ノウハウの確立、先導的建築への支援など普及の取組を総合的に推進。 ・中大規模建築物の木造化に意欲的に取り組む建築士等の育成を引き続き推進。

	<p>【公共建築物の木造化・木質化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国が整備した公共建築物について、林野庁と国土交通省とが連携して木造化できなかった事例等について調査等を行い、その結果を踏まえ、各省への技術的助言や働き掛けを強化。 ・民間部門（医療・福祉関係者等）が整備する施設が低層公共建築物の過半を占める状況を踏まえ、民間事業者等が主導する公共建築物等の木造化・木質化の取組を促進。 <p>【地域材等を活用した木造住宅・非住宅建築物の普及】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の工務店、木材業者等の連携による地域材等を活用した木造住宅・非住宅建築物の普及に向けた取組を引き続き推進。 ・ウッド・チェンジ・ネットワークにおいて、木材利用に関する課題の特定や解決方策、木材利用に向けた普及のあり方等について協議、検討を行い、木材が利用しやすい環境づくり、日本全国に木材利用を広げていくプラットフォームづくりを推進。
府省庁名	農林水産省、国土交通省

政策の展開方向	8. 林業の成長産業化と森林資源の適切な管理
展開する施策	③木質バイオマスの利用促進による新たな木材需要の創出
関連する目標	○国産材の供給量を2025年までに4,000万m ³ に増加(2009年:1,800万m ³) ○2028年までに、私有人工林に由来する林業・木材産業の付加価値生産額を倍増(2015年:2,500億円)
目標の進捗状況	○国産材の供給量:1,800万m ³ (2009年)→3,000万m ³ (2017年) (※目標:4,000万m ³ (2025年)) ○私有人工林に由来する林業・木材産業の付加価値生産額:2,500億円(2015年)→2,900億円(2016年) (※目標:2,500億円を倍増(2028年))
施策の実施状況	<p>【木質バイオマスのエネルギー利用促進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主に未利用間伐材等を活用した木質バイオマス発電施設は、全国69箇所稼働中(平成30年12月時点)。 ・熱利用施設は、全国2,058箇所稼働中(平成29年末時点)。 ・平成29年度に603万m³の間伐材等由来の木質バイオマスを利用。 <p>【セルロースナノファイバーの研究開発等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農林水産省、経済産業省、環境省、文部科学省等が連携して、原料段階から社会実装段階に至るセルロースナノファイバー(CNF)に係る研究開発を継続して実施。平成30年度は、畜産や食品加工、土木分野等でのCNFの新たな用途の開発、CNF樹脂複合の技術開発、CNF複合・加工プロセスのLCA(ライフサイクルアセスメント)手法の検討等を行った。 <p>【木材輸出の促進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成30年の林産物輸出額は381億円。うち、木材輸出額は351億円。 ・中国において日本の建築基準法に相当する「木構造設計規範」が改定され、日本産木材(スギ・ヒノキ・カラマツ)及び木造軸組構法が位置付けられた(平成30年8月施行)。 ・平成30年度に、中国等におけるモデル住宅・モデルルームの活用等による日本産木材製品の展示・PR、展示会への出展やセミナーの開催等によるプロモーション活動のほか、新たに輸出先の需要を踏まえた木材製品の輸出に向けた企業連携の取組を支援。
今後の施策の展開方向	<p>【木質バイオマスのエネルギー利用促進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・木質バイオマスのエネルギー利用としては、令和7年のパルプ/チップ用としての利用量のうち800万m³を木質バイオマス発電等のエネルギー源として利用することを目標としている。 ・令和元年度は、「地域内エコシステム」(地域の関係者の連携の下、熱利用又は熱電併給により、森林資源を地域内で持続的に活用する仕組み)の構築に向け、F/S調査、技術開発、施設整備等の取組を支援。 <p>【セルロースナノファイバー、リグニン等の新素材の研究開発等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和元年度は、小規模施設によるCNF製造技術の確立やCNF等の先端技術を活用したグリーンスローモビリティの導入実証、リグノCNFの一貫製造プロセスの技術開発、改質リグニンの実用化に向けた製造・利用技術の開発等に取り組む。

	<p>【木材輸出の促進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和元年度は、日本産木材製品の展示・PR、展示会への出展やセミナーの開催等によるプロモーション活動のほか、輸出先における木材製品の植物検疫や製品規格等の情報収集分析の強化や需要を踏まえた木材製品の輸出に向けた企業連携の取組を支援。
府省庁名	農林水産省、文部科学省、経済産業省、環境省

政策の展開方向	8. 林業の成長産業化と森林資源の適切な管理
展開する施策	④適切な森林の整備・保全等を通じた国土保全、地球温暖化防止など森林の多面的機能の維持・向上
関連する目標	○国産材の供給量を2025年までに4,000万m ³ に増加(2009年:1,800万m ³) ○2013年度から2020年度までの間に、毎年52万haの間伐等を実施 ○2028年までに、私有人工林に由来する林業・木材産業の付加価値生産額を倍増(2015年:2,500億円)
目標の進捗状況	○国産材の供給量:1,800万m ³ (2009年)→3,000万m ³ (2017年) (※目標:4,000万m ³ (2025年)) ○間伐等の実績:41万ha(2017年) (※目標:毎年52万ha) ○私有人工林に由来する林業・木材産業の付加価値生産額:2,500億円(2015年)→2,900億円(2016年) (※目標:2,500億円を倍増(2028年))
施策の実施状況	<p>【森林の整備・保全を通じた森林吸収源対策や「緑の国土強靱化」の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成30年度に、森林整備事業により間伐やこれと一体となった路網整備、主伐後の再造林及び公的主体による森林整備を実施するなど、森林吸収源対策を推進。 ・平成30年度に、治山事業により山地災害の復旧・予防のための治山施設の整備や機能が低下した森林の整備等を実施。 ・平成30年度に発生した激甚な災害を受け、国土強靱化緊急森林対策を実施(令和2年度末までの3か年)。 ・平成30年度に、優良種苗低コスト生産推進事業等により、CO₂吸収量の高い森林への転換に向けて、成長に優れた苗木等を開発・育成(特定母樹指定数:274(平成29年度末))。 ・平成30年度に、シカによる森林被害緊急対策事業によりシカの捕獲等を広域的・面的に実施するほか、森林整備事業により鳥獣害防止施設等の整備や市町村森林整備計画に定められた鳥獣害防止森林区域における既設の鳥獣害防止施設の改良等を実施(シカによる森林被害緊急対策事業実施都道府県数:24(平成30年度末))。 ・平成30年度税制改正の大綱において、森林経営管理法案を踏まえ、市町村が行う森林の公的な管理をはじめとする森林整備等の財源として、令和元年度税制改正において森林環境税(仮称)及び森林環境譲与税(仮称)を創設することが明記され、関連法が平成31年3月に成立。 <p>【地域住民等による森林管理活動の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成30年度に、森林・山村多面的機能発揮対策交付金により、地域住民が中心となって実施する里山林の保全などの日常的な管理活動等の取組を支援。
今後の施策の展開方向	<p>【森林の整備・保全を通じた森林吸収源対策や「緑の国土強靱化」の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・森林整備の低コスト化を図りつつ、森林整備事業により間伐やこれと一体となった路網整備、主伐後の再造林、公的主体による森林整備を実施するなど、森林吸収源対策を推進。 ・治山事業により山地災害の復旧・予防のための治山施設の整備や機能が低下した森林の整備等を実施。

	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、国土強靱化緊急森林対策を着実に推進。 ・優良種苗低コスト生産推進事業等により成長に優れた苗木等を引き続き開発・育成。また、森林整備事業により成長に優れた苗木等による再造林を行い、CO₂吸収量の高い森林への転換を推進。 ・引き続きシカ等による森林被害緊急対策事業によりシカ等の捕獲等を広域的・面的に実施するとともにその成果の普及を推進する。また、森林整備事業により鳥獣害防止施設等の整備や市町村森林整備計画に定められた鳥獣害防止森林区域における既設の鳥獣害防止施設の改良等に取り組む。 <p>【地域住民等による森林管理活動の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和元年度は、森林・山村多面的機能発揮対策交付金により、全国で地域の特性に応じた森林の保全管理や山村活性化の取組について引き続き支援。
府省庁名	農林水産省

政策の展開方向	9. 水産資源の適切な管理と水産業の成長産業化
展開する施策	①水産業の持続的発展のための資源管理、各地の浜における生産体制強化・構造改革の推進
関連する目標	2020年までに魚介類生産量（食用）を449万トン（2005年度水準）に向上（2012年：376万トン）
目標の進捗状況	魚介類生産量（食用）377万トン（H24年）→318万トン（H29年概算値） ※H24年の魚介類生産量（食用）について、目標策定時の376万トンは概算値、目標の進捗状況における377万トンは確定値のため異なる。
施策の実施状況	<ul style="list-style-type: none"> ・「浜の活力再生プラン」については、平成31年3月末までに672地区で策定され、プランに基づく取組を実施。 ・資源管理の一層の高度化を図るため、以下の取組等を実施。 <ul style="list-style-type: none"> ①太平洋クロマグロをTAC魚種に追加（平成30年1月から） ②平成30年12月14日に公布された「漁業法等の一部を改正する等の法律」において、準備が整った魚種・漁業種類等から漁獲割当て（IQ）による数量管理を導入することを規定 ③資源管理計画について、適切な資源管理の推進を図ることを目的として、評価・検証を実施 ・漁業構造改革総合対策事業による、改革型漁船の導入・実証を推進。 ・計画的に資源管理に取り組む漁業者に対し、資源管理・収入安定対策を実施し、生産額全体の7割を占める漁業者が加入。
今後の施策の展開方向	<ul style="list-style-type: none"> ・「浜の活力再生プラン」の取組の効果・成果を検証しつつ、引き続き所得向上に向けた取組を推進する。 ・太平洋クロマグロについては、引き続き国際約束に基づく我が国の漁獲量上限を遵守し、適切な管理を進める。 ・漁獲割当て（IQ）方式については、改正漁業法に基づき、準備が整った魚種・漁業種類等から導入する。 ・資源管理計画については、評価・検証の結果を踏まえ、必要に応じ取組内容を見直すとともに、評価対象資源の拡大や管理目標の設定の取組と併せ、管理効果の検証に必要なデータを収集する体制作り等に取り組む。 ・資源管理・収入安定対策に加入する担い手が漁業生産額のおおむね9割を担うような漁業構造の達成を目指す。 ・高性能漁船の導入、魚種転換等の改革計画により収益性の高い操業・生産体制へ転換する。
府省庁名	農林水産省

政策の展開方向	9. 水産資源の適切な管理と水産業の成長産業化
展開する施策	②マーケットインの発想による生産から加工・流通、販売・輸出の各段階の取組の強化による消費・輸出拡大
関連する目標	2019年までに国産水産物輸出額を3,500億円に増大(2012年:1,700億円)
目標の進捗状況	国産水産物輸出額1,700億円(平成24年)→3,031億円(平成30年)
施策の実施状況	<ul style="list-style-type: none"> ・「農林水産業の輸出力強化戦略」(平成28年5月19日農林水産業・地域の活力創造本部取りまとめ)に基づき、以下の取組等を実施。 <ul style="list-style-type: none"> ①海外市場の拡大のため、水産物・水産加工品輸出拡大協議会によるプロモーション活動を支援。 ②水産加工施設のHACCP対応等の推進のため、水産庁による水産加工施設のEU向け施設認定業務を開始。平成31年3月末現在までに水産庁において23施設、厚生労働省において40施設を認定。また、HACCP導入のための研修会・現地指導、HACCP対応のための施設改修等に対して支援。 ③流通・輸出拠点漁港のうち、水産物の高度な衛生管理体制が構築された漁港の割合を24%(平成28年度)から27%(平成29年度)に向上 ・輸出関係手続(検査、証明書発行等)の見直しによる輸出環境の整備。具体的には、インド、メキシコ向け輸出に必要な衛生証明書発行体制の整備、水産庁の放射能検査・原産地証明書発行申請受付の電子システムへの一本化、証明書発行を希望する地方自治体の発行体制整備等を実施。また、三重県のシンガポール向け活ガキ輸出に必要な貝類衛生プログラムをシンガポール側に提出し、承認され、国内初の輸出を実現。 ・輸出を視野に入れて、品質面・コスト面等で競争力ある流通構造を確立するため、令和元年度から水産バリューチェーン事業を実施。水産バリューチェーン全体で生産性向上を図る取組や、産地市場の統合・機能強化を促進する取組、国産水産物の加工・流通の改善と消費等拡大、EU・HACCPへの対応等を支援。
今後の施策の展開方向	<ul style="list-style-type: none"> ・水産物の輸出に関連し、引き続き所得向上に向けた取組を推進。 ・対EU施設(「日本再興戦略」改訂2014(平成26年6月24日閣議決定)にて、令和元年度までに100施設程度を認定することを目指す。)など水産加工施設のHACCP対応等の推進。 ・流通・輸出拠点漁港のうち、水産物の高度な衛生管理体制が構築された漁港の割合を、24%(平成28年度)からおおむね50%(令和3年度)に向上。 ・食品が輸出される際の自治体等による衛生証明書の発行を推進。 ・HACCPに沿った衛生管理の制度化に基づく取組を推進。
府省庁名	農林水産省、厚生労働省

政策の展開方向	9. 水産資源の適切な管理と水産業の成長産業化
展開する施策	③浜と食卓の結びつきの強化
関連する目標	2022年までに魚介類消費量を29.5kg/人年(2010年度水準)に向上(2012年:28.4kg/人年)
目標の進捗状況	魚介類消費量28.9kg/人年(H24)→24.4kg/人年(H29概算値) ※H24年の魚介類消費量について、目標策定時の28.4kg/人年は概算値、目標の進捗状況における28.9kg/人年は確定値のため異なる。
施策の実施状況	<ul style="list-style-type: none"> ・水産物の消費拡大として、全漁連の「プライドフィッシュ」や官民協働の取組「魚の国のしあわせ」プロジェクトによる「ファストフィッシュ」商品の選定等の取組を推進。 <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p style="margin: 0;">プライドフィッシュ:40都道府県・263魚種を選定済み(平成31年3月末)。</p> <p style="margin: 0;">ファストフィッシュ:計20回の選定で、のべ684社3,288商品を選定(平成31年3月末)。</p> </div> <ul style="list-style-type: none"> ・水産日本の復活に主体的に取り組む漁業界と連携・協力し、後押ししようという「浜の応援団」に、平成31年3月末までに152者が登録済。
今後の施策の展開方向	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、全漁連の「プライドフィッシュ」や官民協働の取組「魚の国のしあわせ」プロジェクト等の取組を推進。 ・引き続き、「浜の応援団」を募集するとともに、情報の発信を推進。
府省庁名	農林水産省

政策の展開方向	9. 水産資源の適切な管理と水産業の成長産業化
展開する施策	④水産政策改革の更なる推進
関連する目標	—
目標の進捗状況	—
施策の実施状況	<ul style="list-style-type: none"> ・「水産政策の改革について」（平成30年6月1日農林水産業・地域の活力創造本部決定、別紙8）に基づき、以下の措置を実施。 ①新たな資源管理システムの構築を進めるとともに、漁業許可制度、海面利用制度及び漁協制度の見直し等を行うことを内容とする「漁業法等の一部を改正する等の法律案」を第197回臨時国会に提出。平成30年12月8日付けで成立。 ②高性能で居住性に優れた漁船の導入等による収益性向上の実証の取組を支援。 ③養殖振興に向けて、低コスト飼料の開発や大規模沖合養殖システムの導入等を支援する事業を創設。 ④バリューチェーン全体での生産性向上や輸出拡大を支援する水産バリューチェーン事業を創設。
今後の施策の展開方向	<ul style="list-style-type: none"> ・新たな資源管理システムの構築について、改正漁業法に基づき、準備が整った魚種・漁業種類等から個別割当て（IQ）方式を導入する。 ・見直し後の漁業許可制度、海面利用制度及び漁協制度の適切な運用に向けて必要な法令の整備等を速やかに行う。 ・適切な資源管理等に取り組む漁業者の経営安定を図るためのセーフティネットとして、漁業収入安定対策の機能強化・法制化を行う。 ・輸出を視野に入れ、物流の効率化、品質・衛生管理の強化等、流通構造の改革を進める。 ・資源管理の徹底とIUU漁業の撲滅を図り、また、輸出を促進する等の観点から、トレーサビリティの出発点である漁獲証明に係る法制度を整備する。 ・改革の後押しをするため、引き続き、資源調査・情報収集体制の拡充・整備、減船・休漁措置の円滑な実施、高性能漁船等の導入・実証等を進める。 ・外国漁船と競合する中で水産資源の管理徹底等のため、引き続き、強力な水産外交を推進しつつ漁業取締体制を強化する。
府省庁名	農林水産省、内閣府

政策の展開方向	10. 東日本大震災からの復旧・復興
展開する施策	①復興交付金等を活用した施策の推進
関連する目標	<p>○津波被災農地について、被害が甚大な農地等の復旧や被災地の要望に応じた農地の大区画化を推進</p> <p>○漁港施設については2018年度までに復旧、海岸保全施設については2020年度までに復旧・復興を概ね完了</p> <p>○海岸防災林については、植栽までの全体の復旧を2020年度までに完了することを目指す</p>
目標の進捗状況	<ul style="list-style-type: none"> ・営農再開可能な農地面積 17,630ha (2017) →18,150ha (2018) (※目標：約18,420ha (復旧対象農地19,760haの約93%) (2019)) ・岸壁の復旧により陸揚げが可能となった漁港数 (部分的に回復したものを含む。) 318漁港 (2016) →319漁港 (2017) (※目標：319漁港 (2018) を達成) ・本復旧・復興工事が完了した海岸保全施設の地区数 320地区 (2017) →400地区 (2018) (※目標：670地区 (2020)) ・本復旧工事を実施した防災林 (復旧事業実施中のものも含む。) 延長162km (2017) →164km (2018) (※目標：164km (2020))
施策の実施状況	<p>【復旧・復興を契機とした担い手への農地集積、農地復旧や除塩、除染等と併せた農地の大区画化、宅地の高台への集団移転や帰還促進と連携した農地整備を推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境省など関係省庁、県、市町村等が連携して、農地の除染と併せて区画整理等の農地整備を行う事業を実施 (2017年度までに3地区完了)。 ・防災集団移転促進事業による高台への集団移転と併せて移転跡地を含めた農地整備を行う事業を15地区で実施中。 <p>【被災した海岸防災林について、被災箇所ごとの地形条件及び地域の合意形成の状況を踏まえながら、津波に対する防災機能も考慮した復旧・再生を推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害復旧事業、治山事業を措置し、生育基盤盛土や植栽等を行い、2018年度末までに要復旧延長164kmすべてについて着手し、このうち119kmについて完了した。 <p>【水産物の流通拠点漁港を対象とした高度衛生管理に対応した荷さばき所等を整備するとともに、福島県の漁業の早期再開に向けた取組を支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水産基盤整備事業を措置し、水産物の流通拠点漁港において、2018年度までに8地区で高度衛生管理に対応した荷さばき所の整備を実施し、供用開始。また、試験操業の対象種を順次拡大 (2019年4月30日現在、出荷制限対象種 (5種) を除く全魚種を対象)。 <p>【大型機械を利用する乾田直播等によるコスト削減、イチゴ栽培における病害防除のための紫外光蛍光灯照射など先端的な農林水産技術の実証を実施】</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ・被災地（岩手県、宮城県及び福島県）において、食料生産地域再生のための先端技術展開事業による16の実証研究を2017年度までに完了し、得られた成果を普及するため、社会実装拠点を設置。また、2018年度からは新たに11の実証研究を実施中（2019年3月現在）。
今後の施策の展開方向	<ul style="list-style-type: none"> ・農地については、農地・農業用施設災害復旧等事業により、引き続き、復旧・復興を目指すとともに、大区画化・利用集積を推進。 ・海岸防災林については、災害復旧事業、治山事業により、引き続き、復旧・再生を支援。 ・漁港施設については、災害復旧事業、水産基盤整備事業により、引き続き、復旧・復興を支援。 ・食料生産地域再生のための先端技術展開事業については、2019年度も、被災地（岩手県、宮城県及び福島県）に社会実装拠点を設置して、得られた成果を普及していくとともに、被災地の現状に応じた新たな課題に対応するため、実証研究を支援。
府省庁名	農林水産省、復興庁

政策の展開方向	10. 東日本大震災からの復旧・復興
展開する施策	②「新しい東北」の実現に向けた施策の推進と成長戦略等に基づく各省の施策について東北での重点的な展開の推進
関連する目標	創造と可能性の地としての「新しい東北」をつくりあげる
目標の進捗状況	<ul style="list-style-type: none"> ・ チーム化による水産加工業等再生モデル事業（平成30年度）により、複数の事業者が連携して行う先進的な取組を支援（10事業）。水産加工業者や異業種事業者が連携して新商品開発や国内販路開拓等を行う取組を支援することで、「新しい東北」の創造を実現。 ・ 「新しい東北」官民連携推進協議会を「新しい東北」の創造に向けたプラットフォームとして設立し、ウェブサイト上での情報発信や対面での交流会を通じた、復興に携わる多様な主体（企業、大学、NPO等）による情報共有・交換、連携を推進。 ・ また、創造的な産業復興を実現するために、産業復興創造戦略の目標像の実現に向け、平成26年度から毎年度、取り組むべき産業復興施策として体系化し重点を取りまとめ。
施策の実施状況	<p>【東日本大震災被災地域の産業復興創造戦略に基づき、水産加工業・食品製造業・農林水産業の復興を推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 農地の大区画化・利用集積等を推進し、生産性の向上等を推進。林業については、木材の需要拡大と安定供給の確保による成長産業化に向けた取組を支援。水産加工業については、失われた販路の回復・開拓に向け、個々の事業者の復旧・復興にとどまらず、複数の事業者等が連携して行う、販路開拓、人材育成等の取組を支援。また、漁労技術の円滑な継承や次世代の担い手の定着・確保を推進するため、漁業・養殖業を継続できる経営体育成を支援。 ・ 平成31年3月25日に開催された「産業復興の推進に関するタスクフォース」において、平成31年度の産業復興施策の重点が取りまとめられたところ。 <p>【民間投資を促進するためのプラットフォームを構築】</p> <p>【復興に携わる多様な主体（企業、大学、NPO等）の連携推進に向けて情報の共有・交換を行う「新しい東北」官民連携推進協議会を設立】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成25年12月に「新しい東北」官民連携協議会を設立し、協議会の下、被災地で事業展開されている多様な主体（企業・大学・NPO等）による取組について、情報の共有・交換を進め、様々な連携を推進。 ・ 平成26年7月、協議会の下に復興金融ネットワークを設立。被災地における新たな資金供給の創出、官主導の取組による復旧から民主導の取組による本格的な復興に向けた取組を実施。 ・ 平成26年11月、協議会の下に販路開拓支援チームを設立。被災地の水産加工業等が抱える「販路開拓」等の課題の克服に向け、被災地事業者の販路開拓支援に取り組む企業や団体の間で、互いの強みを活かした連携を進め、新たなアクションの創出に向けた取組を実施。 ・ 平成27年2月、協議会の下に地域づくりネットワークを設立。地域づくりハンズオン支援等の施策により、地域の抱える課題の解決に向けて新たな取組を行う自治体、NPO等を対象として、取組状況やニーズに応じたきめ細かな支援を実施。 ・ 平成27年4月、協議会の下に企業連携グループを設立。自治体、産

	業支援機関、商工会議所・商工会等の連携を促進することで、企業支援体制を強化。
今後の施策の展開方向	<ul style="list-style-type: none"> ・ これまでに加速させてきた地域の先駆的な取組の定着や他地域への普及・展開の促進に向けて、必要な措置を講ずる。 ・ 令和元年度においても、引き続き、産業復興施策を実施。
府省庁名	復興庁

政策の展開方向	10. 東日本大震災からの復旧・復興
展開する施策	③風評被害対策や産業復興の推進のためのタスクフォースの下、被災地産食品の信頼回復を図る
関連する目標	—
目標の進捗状況	—
施策の実施状況	<p>【福島県産農林水産物について、①第三者認証 GAP 等の取得、②放射性物質の検査、③販売不振の実態と要因の調査、④量販店・オンラインストア等での販売促進等、生産から流通・販売に至るまで、風評の払拭を総合的に支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第三者認証GAP等の取得や有機JAS認証の取得に係る費用等を支援（福島県でのGAP取得状況：135件（2019年2月28日時点、有機JAS認証取得状況：23件（2019年3月31日時点）））。 ・国のガイドライン等に基づく放射性物質検査に要する経費、産地における自主検査に要する経費や検査結果に基づく安全性のPR等を支援。 ・福島県産農産物等の販売不振の実態と要因を明らかにするため、福島復興再生特措法に基づき、2017年度から福島県産農林水産物等の生産・流通・販売段階の実態を調査。調査結果を公表（2019年3月に公表）するとともに、関係省庁と協力して、2019年4月に関係事業者に指導、助言を実施。 ・量販店等における販売コーナーの設置及び販売フェアの開催、福島県知事によるトップセールス等の販売促進の取組、オンラインストアにおける特設ページの開設及びキャンペーン等の実施を支援。 <p>【被災地産農林水産物・食品に関する正確かつわかりやすい情報の発信について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各自治体で実施された食品中の放射性物質の検査結果や出荷制限等の情報について、ホームページ等で公表（日本語・英語）。 ・インターネットを活用した食品中の放射性物質に係る基準値の周知。 ・農林水産省と消費者庁、食品安全委員会、厚生労働省が連携し、2011年度から食品中の放射性物質対策に関する意見交換会を実施（2018年度は7回）するとともに、ホームページ等による情報発信を実施。 ・食品中の放射性物質に関し、2011年度から、消費者庁、食品安全委員会、厚生労働省及び農林水産省と地方公共団体や各種団体等が連携し、消費者の理解の増進と消費行動の決定のため、全国でリスクコミュニケーションを実施（2018年度は136回）。 ・2013年度に養成したコミュニケーターが、引き続き地域においてきめ細やかな情報発信ができるよう、ウェブサイトやメールマガジン配信による情報提供等の各種支援を実施。 ・放射性物質や食品等の安全性を分かりやすく説明した冊子「食品と放射能Q&A」を改訂（第12版）。また、特に重要な点を抜粋した「食品と放射能Q&A ミニ」を改訂（第4版）。 ・2017年に策定した「風評払拭・リスクコミュニケーション強化戦略」に基づき、福島県産品の安全性や魅力等について関係府省庁が工夫を凝らした情報発信を実施。 <p>【被災地産食品の販売促進フェアの開催促進及び積極的な消費拡大の促進について】</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ・2012年度から、「食べて応援しよう！」のキャッチフレーズの下、被災地産食品の販売促進フェアの開催促進や社員食堂等での利用の取組を実施（2019年3月末現在1,630件）。 ・2011年度から、通年で、農林水産省内の食堂で積極的に被災地産食材を使ったメニューの提供を実施。 ・経済産業省及び特許庁内の食堂で福島県食材を使ったメニューを提供（累計9回。2018年は7～8月に実施）。 ・国際会議・展示会等において、福島県製品のPRを実施。 ・2013年度から、経済産業省内コンビニエンスストアにおいて福島県産品の販売や観光パンフレットなどの情報発信の取組を実施。 ・農林水産省と関係省庁が連携し、2012年度から毎年、経済団体、食品産業団体、都道府県、大学等に対し、被災地産品の販売促進を依頼する文書を発出（2018年度は2～3月にかけて発出）。 ・2019年5月11日、12日のG20新潟農業大臣会合において、復興の状況や風評被害対策の取組等に関するパネルを、復興庁と連携の下で会場での展示を行ったほか、福島県、岩手県、宮城県の食材を歓迎レセプション等で、各国の農業大臣等へ提供。 ・復興大臣が経済3団体と面会し、被災地産品の利用等を要請（2018年2～3月）。 <p>【被災地の水産加工業の販路回復について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2015年度から、「復興水産加工業等販路回復促進事業」により、販路回復に向けた個別指導やセミナー等の開催の支援、当該指導を踏まえ被災地の水産加工業者等が行う販路回復等の取組に必要な加工機器の整備等を支援。 ・2015年度から、被災地の水産加工業者が参加する「東北復興水産加工品展示商談会」の開催を支援（2018年度は133者が参加）。
<p>今後の施策の展開方向</p>	<p>【福島県産農林水産物の風評の払拭について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2019年度においても引き続き、福島県産農林水産物の風評の払拭に向けて、①第三者認証GAP等の取得、②放射性物質の検査、③販売不振の実態と要因の調査、④量販店・オンラインストア等での販売促進等、生産から流通・販売に至るまで、風評の払拭を総合的に支援。 <p>【被災地産農林水産物・食品に関する正確かつわかりやすい情報の発信について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2019年度においても引き続き、各自治体で実施された食品中の放射性物質の検査結果や出荷制限等の情報について、厚生労働省のホームページ等で公表を実施（日本語・英語）。 ・2019年度においても引き続き、インターネットを活用した食品中の放射性物質に係る基準値の周知。 ・2019年度においても引き続き、関係府省庁が連携し、風評被害の実態調査等を活用しつつ、被災地から消費地へ重心を移して意見交換会等を実施。 ・2019年度においても引き続き、消費者庁、食品安全委員会、厚生労働省及び農林水産省と地方公共団体や各種団体等が連携し、リスクコミュニケーションを継続的に実施。 ・2017年度に策定された「風評払拭・リスクコミュニケーション強化戦略」に基づき、引き続き福島県産品の安全性や魅力等について関

	<p>係府省庁が工夫を凝らした情報発信を実施。</p> <p>【被災地産食品の販売促進フェアの開催促進及び積極的な消費拡大の促進について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2019年度においても引き続き、「食べて応援しよう！」の取組を実施。 ・2019年度においても引き続き、国際会議・展示会等での福島県産品のPRや福島県産品の販売等を実施。 <p>【被災地の水産加工業の販路回復について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2019年度においても引き続き、水産加工業の販路回復を支援。
府省庁名	農林水産省、復興庁、消費者庁、内閣府食品安全委員会、厚生労働省、経済産業省

(参考)農業所得、農村地域の関連所得の推移

	平成25年 (2013)	平成26年 (2014)	平成27年 (2015)	平成28年 (2016)	平成29年 (2017)	平成37年 (2025)
農業所得 〔暦年〕	2.9兆円	2.8兆円	3.3兆円	3.8兆円	3.8兆円	3.5兆円
農村地域の関連所得 〔年度〕	1.2兆円	1.3兆円	1.5兆円	1.8兆円	—	4.5兆円

【出典】農業所得：農林水産省統計部「生産農業所得統計」、農村地域の関連所得：農林水産省食料産業局調べ。

【注】平成37年(度)の数字は、平成27年3月の食料・農業・農村基本計画の策定時に、農業所得及び農村地域の関連所得増大の姿を分かりやすく示すため、農林水産省において試算したもの。